

令和六年十二月十二日（木曜日）午前十時零分 開会

出席委員（三十九名）

石川	渉	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩子	委員
松井	愛	委員
石川	正志	委員
江口	暢子	委員
阿部	恭平	委員
鈴木	学	委員
伊藤	香織	委員
石塚	慶	委員
関	徹	委員
阿部	ひとみ	委員
梅津	庸成	委員
今野	美奈子	委員
高橋	弓嗣	委員
佐藤	文一	委員
相田	日出夫	委員
佐藤	正胤	委員
遠藤	寛明	委員
相田	光照	委員
遠藤	和典	委員
菊池	文昭	委員
高橋	淳	委員
青木	彰	委員
梶原	宗明	委員
五十嵐	智洋	委員
能登	淳一	委員
柴田	正人	委員
渋間	佳寿美	委員
小松	伸也	委員
吉村	和武	委員
高橋	啓介	委員
木村	忠三	委員
加賀	正和	委員
森谷	仙一郎	委員
榎津	博士	委員
伊藤	重成	委員
船山	現人	委員
田澤	伸一	委員
欠席委員（一名）		
奥山	誠治	委員
欠		委員（一名）

説明のため出席した者

知事	吉村美栄子	君
副知事	平山雅之	君
企業管理者	松澤勝志	君

病院事業管理者	阿彦忠之君
総務部長	岡本泰輔君
みらい企画創造部長	小中章雄君
防災くらし安心部長	中川崇君
環境エネルギー部長	高橋徹君
しあわせ子育て応援部長	西澤恵子君
健康福祉部長	柴田優君
産業労働部長	岡崎正彦君
観光文化スポーツ部長	大泉定幸君
農林水産部長	星里香子君
県土整備部長	小林寛君
会計管理者	山田敦子君
財政課長	大村敏弘君
教育長	高橋広樹君
警察本部長	水庭誠一郎君
代表監査委員	松田義彦君
人事委員会事務局長	荒木泰子君
労働委員会事務局長	鈴木和枝君

○今野副委員長 委員長所用のため私が委員長の職務を行います。

午前 十時 零分 開会

○今野副委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

なお、相田光照委員より資料掲示の申出があり、これを許可いたしましたので御了承願います。

相田光照委員。

○相田（光）委員 おはようございます。自由民主党の相田光照でございます。予算特別委員会の質問の機会をいただきまして本当にありがとうございます。

質問に入る前にお話をしたいなと思っていたことがあったんですが、ちょっと急に変わりました。何で変わったかというのが、昨日、議員の皆さんも一緒に参加をしましたが、議場で上山明新館高校の吹奏楽部の生徒たちによる演奏会がありました。遠藤寛明広報・広聴委員長、そして広報・広聴委員会の皆様、本当にありがとうございました。感動しました。

緊張した面持ちで議場に入ってこられた彼らが一生懸命になって踊りながら、ダンス・アンド・プレー、ダンプレという形で吹奏楽というか演奏を七曲、アンコールも含めてやってくれたんです。今まで山響さんの演奏会もありました。それはそれで感動するものがあってよかったんですが、初めての試みで高校生の皆さんが議場で演奏してくれて、その第一回目が明新館高校の彼らだったということ、本当に私、感動して泣いてしまったんです。琴線に触れる演奏をしていただいて、今日の質問に向けての応援をもらったなというふうに思ったところです。

広報・広聴委員会の皆さん、これ、ぜひ続けてください。また多くの高校の様々な、吹奏楽でもいいと思うんです、議場で演奏してもらって、議場が一般の皆さんに開放されて、少しでも政治というものに興味を持ってくれる、そんな一助になってくれればと。

知事はじめ執行部の皆さんも、もし来年あれば、ぜひ見てください。本当に良かったです。それだけ言いたくて、それを言って質問に入らせていただきたいと思います。

では、早速質問に入ります。

最初の質問は、山形新幹線米沢トンネル・仮称の整備計画について質問させていただきたいと思います。正式名称は米沢トンネル・仮称ですが、ちょっと仮称という言葉が長いので、仮称を取らせてもらって、米沢トンネルという形でこれから質問させていただきたいと思います。

米沢トンネルは、もちろん米沢―福島間を結ぶトンネルです。置賜のみならず、山形県にとってとても重要な路線の一つだと思っています。

置賜の中には、同じように米坂線もあります。米坂線は、二年前の豪雨災害以降、今泉―坂町間が不通になっています。

今回、今年の八月三十一日に、その米坂線の復旧復活を願って「米坂線復活絆まつり」が小国町で開催されました。私含め、議員の皆さんも多くの方が参加していただいたと思います。

あの絆まつり、本当にいい事業だったなというふうに思っています。小国駅前に様々な出店があり、そして多くの人たちでにぎわっていました。今回が一回目であります。この会が継続的に開催されることが復活に向けての大きな一歩になるのではないかなというふうに思っています。

知事にも参加していただきました。あの会場の中で登壇していただいて、私、すごくいい光景だなと思ったのが、新潟県の花角知事も一緒に参加をしていただいたということです。知事と花角知事がこの米坂線の復活に向けて手を携えてやっていると、その意思の表れがあので見られたなというふうに思っています。

そこで、ちょっとトンネルの質問の前に知事に、絆まつりに参加していただいて、そして第一回目を開催していただいた主催者として、この絆まつりについての所感、そして新潟県との連携が非常に重要だと私は思っています。そのことも踏まえて、知事に絆まつりへの感想をお尋ねしたいと思います。

○今野副委員長 吉村知事。

○吉村知事 おはようございます。お答え申し上げます。

米坂線全線開通の記念日であります八月三十一日、当日は八十八周年というふうにお聞きをしたところでありますが、その日に、JR小国駅前広場におきまして「米坂線復活絆まつり」が開催され、私も出席してまいりました。当日は、県内外から約一千五百人もの方々に御来場いただき、新潟県の花角知事や沿線市町村の首長、そして国会議員、県議会議員、地域の皆様と、たくさんの方々がおいでになりました。その場では、地域の皆様と本当に心一つになって、米坂線の復活を望む熱い思いや決意というものを発信することができたと思っております。

また、当日の花角知事との意見交換では、鉄道での復旧に向けてJR東日本や沿線市町村との話し合いを進めていくことや、政府に支援を要請していくこと、また、引き続き沿線地域が一致団結して利用拡大や沿線活性化に向けた取組を進めていかなければならないといったことを改めて確認させていただいたところです。

今後も、「米坂線復活絆まつり」のように、復旧に向けた地域の絆を深め、機運を醸成していく取組を推進してまいりたいと考えております。引き続き、新潟県、山形県、沿線の市町村、団体をはじめ、多くの皆様の御理解と御協力をいただきながら、米坂線の復旧に向けた着実な進展が図られるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○今野副委員長 相田委員。

○相田（光）委員 私ごとなんですけど、私、子供三人いるんです。真ん中の子供が今、高校三年生で南陽高校に行っています。なぜ南陽高校に行っているかという、男子ソフトボール部が県内で唯一ある学校が南陽高校なんです。県内に唯一ある部活ということは、置賜地域を含めて、多くのところから南陽高校に集まってきます。米沢から行っているのはうちの息子ぐらいなんですけれども、小国、飯豊から来ている子供たちもいます。三年間ずっとソフトボールをやってきて、二年前、一年生のときに電車が使えなくなりました。今、代行バスで通っているんですけど、よく保護者の方から言われるのが、「相田さん、いつ復活すんだんべ」と。やっぱり電車というのは冬期間も定時性が確保される。子供たちもそれに乗って学校に行くというのが常でした。その日常が日常でなくなったのが不通であり、その不通がこの二年間続いているという状況です。

これから高校を目指す子供たちもいると思います。電車を使って通学する子供たちも増えていくということも、子供は減っていきますが、それもあり得ると。言わば、線路が復活すれば子供たちの進路先が拡大するということもこれは事実としてあると思うんです。そういう意味でも、復活に向けてそれぞれの沿線自治体だけが頑張るのではなくて、県が真ん中になって、中心になっていただいて、主導的な役割を担っていただきたいというふうに思っています。時間があるようでないからこそ、しっかりと議論を深めていただいて、同時に、県民の皆さんがどのように考えているかも県として把握をしていただければというふうに思っています。

この米坂線に関しては、あした船山先生が質問されるということでしたので、詳しくは、あした船山先生と議論をしていただければというふうに思います。

「時間があるようでない」と私述べましたが、これ、米坂線の復旧のみならず、山形新幹線の米沢トンネルの整備実現も、意外と時間があるようでないのではないかなというふうに思っています。

改めて、この米沢トンネルができるまで、設計や環境アセスメント、準備に五年から六年、そして着工から完成まで十五年、最低でも、スタートするよ、行きますよと言ってから二十年以上の月日がかかります。できれば私も生きているうちに一回乗ってみたいなというふうに思いますが、そのペースは今だと思います。今、しっかりとその実現に向けてどのように動いていくかがとても重要なのが、この新幹線の整備事業だと思います。

木村忠三先生も代表質問でお尋ねになりましたが、本年度、進捗という点では大きなものがなかったのかなというふうに思います。やはり時間があるようでないからこそ、より深い対外的な、いわゆる国やJR東日本等との議論、そして一歩進めるべく大きな起爆剤をしっかりととなしていかねばならないのではないかなと私自身は思っています。

そこで、本年度の活動を踏まえて、来年度、米沢トンネルの実現に向けてどのような事業展開をなさるのか、みらい企画創造部長にお尋ねしたいと思います。

○今野副委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答えいたします。

山形新幹線米沢トンネル・仮称については、早期実現に向けて、県とJR東日本との間で令和四年度に「山形新幹線米沢トンネル（仮称）整備計画の推進に関する覚書」を締結するとともに、共同で地質調査を実施しており、調査については令和六年度中に完了する予定となっております。

この調査により想定ルートを設定できれば、事業化する上で必要な調査は完了となる見込みであり、早期に事業化できるよう、政府の財政支援の獲得を含む事業スキームの構築が非常に重要となってまいります。そのため、「山形新幹線米沢トンネル（仮称）早期実現議員連盟」の皆様ともしっかりと連携しながら、県選出国會議員、県議会、市町村、経済界の皆様によるオール山形の山形県奥羽・羽越新幹線整備実現同盟による要望活動など、様々な機会を捉え、政府への働きかけを重層的に行ってまいります。

また、県では、今年度、山形県山形新幹線新トンネル整備基金条例を制定し、基金の積立てを開始しておりますが、来年も引き続き積立てを行いたいと考えており、令和七年度当初予算においても予算要求を行っているところであります。これにより、トンネル整備の実現に向けた強い意志を明確に示しながら、将来の整備費用の負担にしっかりと備えてまいります。

こうした取組を着実に進めることで、一日も早い事業化につなげてまいります。

○今野副委員長 相田委員。

○相田（光）委員 今、小中部長からありましたが、この令和六年度、基金を創設していただきました。五億円を積み立てていただいて、これはやっぱり実現に向けて県も本気で金を出すという覚悟、そして実現させるんだという意志だと私は思います。

部長からも言っていただきましたが、大変うれしいなと思ったのは、手前みそですが、議員連盟が今年の七月に発足しました。これは、沿線自治体の自民党、県政クラブ、そして公明党の菊池先生も参加していただいて、まずは十九名で発足しました。会長と会長代行にはそれぞれの会派の代表お二人に就任していただいて、幹事長には洪間先生、そして事務局には私と。地元米沢も本気だという意思の表れという形で発足しました。

部長の言葉でうれしいなと思ったのは、重層的に、一緒になってやっていきたいと言っていたことです。当局皆さんに任せるだけでなく、この議員連盟の発足は、主体的に我々も皆さんと一緒に実現に向けて動いていくという表れだと取っていただいているのであれば、それはうれしい限りです。

その主体的に動くというそんな思いから、実は、議連を代表しまして、木村先生、洪間先生と私と三人で十一月十一日に福島市に行ってきました。福島市では、福島青年会議所の皆さんと、駅前の再開発を担当している一般財団法人ふくしま未来研究会という財団がありますが、そこの皆さんとで、この新幹線について意見交換をしてきました。やっぱりこの二つの団体の人たちは、トンネル整備への関心が高かったです。福島にもメリットがあることを認識されていました。

しかし、その一方で、福島市内でこの米沢トンネルの整備を知る人は実は一握りなんだなという事実も分かったんです。つまり、連携という点では、福島市と福島県とあまり深まっていないように感じました。でも、知事がこの米坂線は新潟県との連携が必須であると。同じように、このトンネルに関しては、福島県や福島市の方々の機運醸成というものはやっぱり福島県側にとっても重要であり、我々にとってもとても重要だと思います。

これらのことから、実現に向けより推進していくためには、福島県へのアプローチは必要であり、トンネル整備に向けた協力を福島県にも仰いでいかねばならないと思います。さらには、機運の醸成という観点から、沿線自治体に任せるだけではなく、絆まつりのように、県が主体となって、中心となって、一つの会場でトンネル実現に向けたイベントを開催していてもいいのではないかというふうに私は感じておりますが、小中部長の御見解をお尋ねしたいと思います。

○今野副委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答えいたします。

米沢トンネル整備の早期実現に向けては、米沢トンネルの出口であり、東北新幹線との接続地でもある福島県との連携が大変重要であると考えており、これまでも、福島県と連携した取組を行ってまいりました。

令和元年度には、政府とJR東日本に対する「福島―米沢間トンネルの早期事業化」に関する要望を山形、福島両県知事の連名で行いました。また、毎年度夏に開催している山形県奥羽・羽越新幹線整備実現同盟の促進大会には、可能な限り福島県の幹部職員に御出席いただいているところです。

さらに、今年九月に開催された山形・新潟・福島三県知事会議においては、吉村知事から米沢トンネル整備の早期事業化の必要性について言及し、三県知事会議による政府に対する要望書に盛り込んだところです。

米沢トンネルの早期事業化に向けては、山形新幹線で結ばれ、通勤通学をはじめ、観光や経済面で強い結びつきのある福島県及び福島市の御理解と御協力を得ながら進めていく必要があります。今年度も福島県庁と福島市役所を訪問し、事業化に向けた取組や現状について説明するとともに、意見交換を行っており、本県の取組について御理解をいただいているものと認識しております。

次に、機運醸成に関する取組ですが、トンネル整備に向けた取組や意義を県民の皆様に御理解いただき、実現に向けた盛り上がりを高めていくことは大変重要と考えております。今年七月に開催した山形県奥羽・羽越新幹線整備実現同盟の促進大会には、県選出国會議員、県議會議員、市町村長、市町村議會議長、経済界の代表者など、約百五十名の方々に御出席いただき、一丸となってトンネル整備の実現に取り組むことを確認しました。

また、普及啓発のキャラバンといたしまして、今年度は、新庄市での新庄まつり、米沢市での「なせばなる秋まつり」、天童市での県農林水産祭など、県内各地で開催された大規模イベントにブースを設け、パネル展示を行うとともに、新しく作成いたしました米沢トンネルのロゴマークを用いた啓発グッズの配布を行い、県内外からの来場者に対し、米沢トンネルのPR活動を展開してまいりました。

引き続きこうした取組を行うとともに、今後は、イラストなどの視覚的なPR素材も新たに取り入れながら、米沢トンネル整備に向けた県民の皆様の機運をしっかりと盛り上げてまいりたいと考えております。

○今野副委員長 相田委員。

○相田（光）委員 ぜひ福島県との連携をより深いものにしていただきたいと思います。私たち議連もしっかりとより深い検証をしながら、できれば福島県議会の皆さんと共に連携できるようにしっかりとしていかなければならないなと思っておりますので、ぜひ共に手を携えながら実現に向けて一歩を踏み出していただきたいと思いますということをお願い申し上げます。

小中部長、ありがとうございました。

では、続きまして、障がい者雇用推進ということで質問をさせていただきたいと思っております。

本年の二月定例会で、鈴木学先生が障がい者雇用について、私が工賃向上計画について、それぞれ質問しました。その際も触れましたが、全国ランキング低位の本県の強くない部分、それがどこかと言われると、障がい者雇用と工賃向上であります。このことは、障がいを持つ学童期・思春期にある子供の保護者・関係者は非常に関心が高いところであり、我々議員も問題意識を持つべき事象だというふうに思っています。

今回は、予算をかけて何かをしるということではなくて、現状あるものを改善しながら、それを模索して提案したいと思っておりますので、そういうスタンスで今回質問させていただきたいと思っております。

まずは、健康福祉部、教育局それぞれの部署のみならず、多くの部局で障がい者支援の取組をされていると思います。それについては本当に敬意を表するところであります。

特別支援学校の各生徒は、障がいの種類や程度も様々であります。それゆえ、きめ細かなサポートが必要であり、課題も多いと思っております。そして、保護者の皆様は、高等部を卒業すると、その就労という不安があるのも事実であります。現状や今後の取組を聞きながら、さらに有効的な取組になるよう、そして保護者の不安が少しでも軽減されるように、知事がおっしゃっていますが、「子育てするなら山形県」、障がいのある子供も子育てするなら山形県となるようにしていきたいなど。

そして、「令和七年度県政運営の基本的考え方」でもインクルーシブという言葉が多く使われています。このインクルーシブという言葉が言葉だけに終わらないためにも、今回、様々な観点から質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、雇用という観点から産業労働部長にお伺いしたいと思います。

障害者雇用率制度は、障害者雇用促進法によって、従業員が一定人数あった場合に、従業員に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合を法定雇用率以上にする義務が存在します。

令和五年十二月発表の集計結果によると、山形県の令和五年六月現在の県内の民間企業の実雇用率は、法定雇用率を上回る二・三一％でした。これは過去最高です。法定雇用率達成企業も五七・二％ということで全国平均を上回っています。

しかし、本年四月から法定雇用率が上がりました。この法定雇用率が二・五％という値になり、まだそこには達していないのも現実であります。未達成企業は全体の約四割を占めるということで、これも二月の一般質問で指摘させ

ていただきました。

これらのことを踏まえて、産業労働部長に、現状の改善に向けた障がい者雇用の総括、それから今後の取組についてお伺いしたいと思います。

○今野副委員長 岡崎産業労働部長。

○岡崎産業労働部長 障がい者雇用の関連でお答え申し上げます。

障がいのある人の就労意欲が高まっている中で、障がいのある人が希望や能力、適性を十分に生かし、障がいの特性等に応じて活躍できる社会の実現に向けて、障がい者雇用の推進を図っていくことが重要だと考えております。

県ではこれまで、企業の実情に応じ、障がい者雇用に関する啓発、実雇用に向けた課題の解決、さらには障がい者雇用に向けた意欲の喚起などに取り組んでまいりました。

障がい者雇用の啓発に関しては、障がい者雇用啓発セミナーの開催や、ハンドブック作成・配布などにより、障がい者雇用の必要性についての理解促進を図るとともに、専門的知識を有するアドバイザーが法定雇用率未達成企業を個別に訪問し、昨年度は二百三十五社、今年は十一月末までに二百七十六社に対し、障がい者雇用の意向や課題のヒアリング、雇用事例や支援制度の紹介などを実施してきております。

実雇用に向けた課題解決につきましては、障がい者雇用について課題を抱えた企業に対し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の支援機関と共同で個別相談会を開催し、従業員の理解促進のためのポイントや、障がい特性を踏まえた業務の切り出し方などの助言を行っており、昨年度は十二社、今年度はこれまで五社の相談に対応し、企業が抱える課題の解決に向けた支援を行ってきております。

さらに、企業の意欲の喚起に向けては、昨年度から、新規に障がい者を雇用した企業に障がい者雇用奨励金を支給するとともに、障がい者雇用に積極的な企業を「障がい者雇用優良事業主」として認定公表し、優良事例の県内波及に努めております。

また、これら取組を推進するため、関係機関である県、山形労働局、商工団体、その他支援機関で構成する連携基盤となる会議を開催し、各機関の事業実施状況等の共有を図ってきたところでです。

こうした取組により、実雇用率は徐々に上昇しておりますが、令和八年七月には法定雇用率がさらに二・七%へ引き上げられることから、より一層、障がい者と企業等のマッチングを実施していくことが必要と考えております。このため、昨年度から、障がい者の雇用・就労に取り組む産業労働部、健康福祉部、教育局それぞれが、障がい者雇用に関する企業等の情報を持ち寄り、個々の障がい者の希望に沿った就労につながるよう取組を進めているところであります。

県といたしましては、ハローワークなどの支援機関等と連携し、引き続き、障がい者雇用への理解促進と個別企業の課題解決に丁寧に取り組むとともに、庁内の関係部局の連携をさらに深め、法定雇用率の達成に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○今野副委員長 相田委員。

○相田(光)委員 今、岡崎部長からありましたが、アドバイザーの方が三百社近く回っているということで、多分、生の声を企業側から聞いていると思います。

障がい者雇用に取り組む上でのそれぞれの企業側としての課題だったり、もしくは好事例という、優良事例というんですかね、そういうものもあると思いますが、その生の声とはどういうものがあるか教えていただいてもいいですか。

○今野副委員長 岡崎産業労働部長。

○岡崎産業労働部長 アドバイザーが各企業を回っての生の声というところがございます。

法定雇用率の未達成企業を対象に訪問しているということもあり、これまで障がい者を雇用したことがなく、どのように進めてよいか分からない、先ほども申し上げましたように業務の切り出し方が難しいなど、障がい者雇用が進んでいない要因をお聞きするケースが多いところでございます。

一方で、具体的に検討を進めるための支援機関からのサポートが欲しい、特別支援学校からの実習生の受入れを検討したいなどの前向きな声もお聞きしているところで、障がい者雇用をしたことがある企業からは、障がい者に寄り添った企業としての対応の様子や、障がい者が経験を積み重ねたことにより、できる仕事の幅が広がったなどの好事例をお聞きしているところでございます。

こうした事例をしっかりと引き継ぎながら、法定雇用率の達成に向けた取組ということの検討材料として活用しているところでございます。

○今野副委員長 相田委員。

○相田(光)委員 部長からありましたが、多分企業側からの生の声を聞くと、産業労働部のノウハウだけではなく、健康福祉部の持っているノウハウであったり、教育局が持っている特別支援の子供たちの具体的な障がいの程度、

様子、そういうものもやっぱり必要だと思えます。

他の部局とも連携をしていくというふうにおっしゃっていただきました。これは雇用という観点から見れば産業労働部ではありますが、やはり障がい者雇用、障がい者を取り巻く環境の創造という形では連携が非常に大事だと思いますので、ぜひこれからも連携していただいて、これから法定雇用率が上がるわけですから、それをできるだけ超えるような、そんな努力をしていっていただきたいというふうをお願いをしてこの質問は終わらせていただきたいと思えます。

部長ありがとうございました。

では次に、この障がい者の雇用に関しては、一般就労のみではありません。最低賃金以上の契約を結ぶ就労支援のA型事業所、そして雇用契約に基づかず、就労が困難である障がい者に就労の機会を提供するB型事業所、むしろこれらのほうが障がい者にとっては身近な就労先と言えます。

今回は、最も多く利用されているB型事業所に焦点を当てて、柴田部長に質問させていただきたいと思えます。

本年二月、厚労省から発表になりましたB型事業所の工賃実績、本県の平均工賃は月額で一万四千三十七円、これ全国ランキングは四十六位です。ですが、マイナスの面だけではないなと私が思っているのは、増加率が八・四%で全国一位であったという事実もあります。

これを受けて、何か計画上、本年度、第五期の山形県工賃向上計画が策定されました。県が取り組む方策の二つの柱が、「受注機会の確保・拡大」、そして「事業所における工賃向上のPDCAサイクルの確立」であります。

そこで、この第五期山形県工賃向上計画の実行状況、B型事業所の工賃向上への総括、そして今後の取組はどのようになっているのか、健康福祉部長にお尋ねしたいと思えます。

○今野副委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 就労継続支援B型事業所についてお答え申し上げます。

就労継続支援B型事業所は、一般企業での就労が困難な障がい者に対し、雇用契約に基づかない福祉的な就労を提供する事業所でありまして、県内に百八十か所ございます。その利用者が地域で自立した生活を送るために、工賃向上を実現する取組というものが課題となっております。

本県のB型事業所の平均工賃月額につきましては、平成二十九年度から令和二年度までは全国最下位が続いておりました。直近の令和四年度は、先ほど委員から御紹介ありましたように一万四千三十七円で全国四十六位と、引き続き低い水準でございます。ただ、一方で、御紹介ありましたとおり、前年度対比の増加率は八・四%で全国第一位ということで、全国平均額との差は縮小傾向にございます。工賃向上に一定の成果が現れているものというふうにつまえてございます。

県では、今年四月に策定いたしました第五期山形県工賃向上計画におきまして、令和八年度の平均工賃月額を全国平均水準の一万七千円以上としまして、取組の柱に、一つとして「受注機会の確保・拡大」、二つ目として「事業所における工賃向上のPDCAサイクルの確立」というものを掲げまして、特に共同受注の推進と企業等の理解促進に力を入れております。

具体的に申しますと、令和四年十一月に、県経営者協会と連携した「山形県共同受注センター」を開設しまして、企業等とB型事業所とのマッチング支援に取り組んでおり、今年十月末までの約二年間で計三百八十九件のマッチング実績となっております。このセンターが運営に係る助言や指導をいただいている専任のアドバイザーからは、開設から二年とは思えないほど順調に成果を上げているというような評価を頂戴しているところでございます。

共同受注センターのマッチングでは、例えばタクシー会社でのデータ入力業務のほか、旅館や料亭での除草作業、製造業での清掃業務など、最低賃金を超える高い単価での受注も出てきております。こうしたマッチングの好事例をさらに広げていくとともに、このセンターの強みであります商工団体や企業等との連携をさらに深め、より工賃単価の高い業務の受発注を促進する取組を進めてまいります。

また、全国的な公益団体の外部資金を活用しまして、令和五年度からの二年間、工賃単価の高いデジタル業務の受注拡大に向けた研修のモデル事業を実施しているほか、「ふれあいパートナーシップ企業」の登録制度により、企業等とB型事業所との多様な連携協力を図り、応援の輪を広げる取組を進めております。加えまして、B型事業所の商品を県民の方に直接販売する機会としまして、山形駅の駅西広場やコンビニを会場にマルシェを定期的に開催するなど、工賃向上に向けた各種施策や取組を重層的に展開しているところでございます。

県としましては、共同受注センターを核として受注機会の確保・拡大を着実に進めるとともに、引き続き市町村や関係団体と連携を図りながら、工賃向上に向けた取組を加速してまいります。

○今野副委員長 相田委員。

○相田(光)委員 受注センターでの三百八十九件というこのマッチング、非常に大きいなというふうにも思っています。

計画の柱の一つにあるP D C Aサイクル、これは事業者側でのいわゆるP D C Aサイクルの確立であると。事業所を運営する上では、福祉的な視点も重要なんですが、やはり経営という視点も非常に重要だと思っています。計画を立てて実は実行していなかったというふうにならないように、健康福祉部からもしっかりとその状況を見ていただいて、いわゆるP D C Aサイクルが、経営という視点でしっかりと運営できるかどうかもやっていっていただきたいと思っています。

工賃向上の取組をちょっと別視点から見させていただくと、工賃を上げる基本的な考え方は、まず経費を下げる。ただ、経費を下げるといっても、障がい者のそれぞれの仕事内容を研究し、形をつくっていかねばならない。その人に合わせて、その障がいに合わせた形づくりということを考えれば経費は下がりにくいだろうなと、簡単なことではないなというふうに思っています。それと生産収入を上げること。高単価の需要をできるだけマッチングして、紹介をして、大きな取組を進めていくことも必要です。そしてもう一点が生産活動を広げると。生産する上での様々な職種、それぞれの種類を広げていくことも大事です。

その中で、非常に私いいなと思っている取組が農福連携事業でした。この農福連携事業でマッチングはとても重要です、重要ですが、インターネットで「山形県 農福連携」と調べると、「山形県農福連携推進センター」という文字が一番最初に出てきます。さらに探っていくと、「令和六年度山形県農福連携セミナーの開催」という言葉がありました。ホームページから見ても山形県の農福連携は他県に引けを取らないほど多分推進されているんだろうなと推測しますし、聞き及んでおります。本当にお恥ずかしい限りであります。私自身もよくその部分を知っていなかったなというふうに思っています。

ここで、現在の山形県の農福連携の取組の状況をお伺いしたいなと。どのような形で本県の農福連携が現在の形になり得たのか、柴田部長にお伺いしたいと思います。

○今野副委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 農福連携についてお答え申し上げます。

本県では、平成三十年度に山形県農福連携プロジェクトチームを設置しまして、県内の農業・福祉関係機関や団体等が連携しまして、農福連携の取組を官民一体で推進する体制を整備いたしました。

あわせて、山形県農福連携推進センターを立ち上げるとともに、J A職員O Bの農福連携推進員、こちらは二名になりますけれども配置しまして、農業者と障がい者施設のマッチング支援などの取組を進めてきたところでございます。

この取組を始めましてから今年度で七年目を迎えておまして、農福連携推進員のマッチング支援による障がい者の延べ従事者数は年々増加しております。令和五年度の実績では二万二千三百八十五人となりまして、初めて二万人を超えました。増加率でも、初年度であります平成三十年度の千九百七十一人に比しまして約十一倍以上となっております。

農福連携に取り組んでおります現場の方々から感想をお伺いしましたところ、農業者の方からは、「作業を依頼する前は、どの程度お願いできるか心配だったが、とても丁寧で助かっている」とか、「ほかの作業もぜひお願いしたい」等の声をいただいております。一方、障がい者施設のほうからは、「最初はためらっていたが、喜んで農作業に行くようになり、生き生きしてきた」とか、「集団が苦手な人も一緒に作業できるようになってよかった」といったような声が聞かれました。

県では、これまで継続して取り組んでいる農業体験会をはじめ、各地域の部会における好事例の視察や、福祉分野と農業分野の関係者によります交流会の開催のほか、ラジオ番組による普及啓発に加え、新たに今年度は稲作・野菜・果樹などの種別ごとに農作業を分かりやすく示した作業リストの作成を行いまして、新規の取組を促しております。

加えて、最近の取組としまして、先ほど申し上げた山形県共同受注センターにおきましても、農業法人やJ Aなどからの農作業の受注に対応しており、農福連携推進センターと連携することで双方のマッチング実績が増えております。農作業以外でも、共同受注センターを活用することにより、季節を問わず、通年で企業などからの様々な業務の発注が可能となり、障がい者施設にとりましては選択の幅が広がって、利用者の能力に応じた作業を請け負うことができるようになっております。

このように、農福連携や共同受注センターによる支援など、それぞれの事業を組み合わせることで相乗効果を生み出し、全体として工賃向上につながっていくものと考えております。

県としましては、引き続き、農福連携プロジェクトチームによる連携の下、農福連携推進員が中心となり、農業者と障がい者施設のそれぞれの課題やニーズというものを丁寧にお聞きしながらきめ細かな支援を行うなど、農福連携の取組を一層推進してまいります。

○今野副委員長 相田委員。

○相田(光)委員 この農福連携、官民が一体となって、二万人を超える人が今作業をしているということで、本当

にすばらしい取組だと思えます。長い年月をかけて組織立てをして機能してきている、形になってきたと。福祉と企業のマッチングをそれぞれの分野で連携していかなければならないというスタンスですが、その結節点になるのはやっぱり健康福祉部だと思っているんです。健康福祉部が真ん中にあって、それで産業労働部とも教育局とも、様々な分野と連携をしながら、結節点として、様々な形でこの障がい者雇用に取り組んでいただきたいなというふうにお願いを申し上げたいと思えます。

柴田部長、ありがとうございました。

それでは、今度は教育の視点からお尋ねしたいと思えます。

私が養護学校に勤務していたとき、二十五年前ですが、そのときの言葉が「ノーマライゼーション」という言葉でした。このノーマライゼーションという言葉は、障がいを持つ人と持たない人が平等に生活する社会を実現させる考え方ですが、実現なっていなかったんです、二十五年前は。今は「インクルーシブ」という言葉になって、同じ空間でそれぞれ同じ社会をつくっていくんだと。同じ空間にいなくても、障がい者と健常者が共に学び、働き、生活することを目指し、それぞれの人、障がいがあってもなくても共生できる社会がインクルーシブ社会なんだろうなというふうに私は思っています。

特別支援学校高等部の三年生を卒業すると、当然進学か就職という形になります。さきにも述べましたが、就労支援のA型、B型、そして一般就労などが子供たちの就労先となります。

もちろん、一般就労するに当たっては、盲・聾・肢体不自由特別支援学校の子供たちもいますが、知的障がいの子供たちも数多くいます。

そこで、就労に関わる教育も時代とともに変わってきていると思えますが、現在、特別支援学校において、障がいに応じ、卒業後の進路を見据えた学習をどのように行っているのか、その学習が就労にどのように結びつき、どのように支援をされているか、教育長にお伺いしたいと思えます。

○今野副委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 お答えいたします。

特別支援学校に在籍する子供たちの障がいの状況は多様であり、一人一人の自立と社会参加に向けましては、様々な体験をする中で、日常生活や社会生活につながる知識や技能、態度、習慣などについて学んでいくことが重要となります。

このため、各特別支援学校におきましては、障がいの種別に応じ、手話や点字などのコミュニケーションスキルの習得、ものづくり・接客サービスなどの職業教育、自校で作った製品の販売会などを通して、目的意識を持ちながら継続して取り組む力や仲間と協力して取り組む態度、社会的ルールの理解など、将来働きながら自立した生活を行うために必要な素養が身につけられますように、日々工夫しながら授業や行事に取り組んでいるところであります。

このような学習を効果的に行うためには、生徒が習得した知識や技術等を企業現場で実際に試し、自身の課題に気づきながら改善に取り組む中で、学んだ内容の定着を図っていくことが重要であります。このため、県教育委員会では、就労支援コーディネーターを配置しまして、企業等を訪問しながら障がいに対する理解の促進と実習先、それから就労先企業の開拓に取り組んでいるところでございます。

○今野副委員長 相田委員。

○相田（光）委員 今、教育長からありました就労支援コーディネーターの存在というものは、知的障がい者親の会という保護者の皆さんの会がありますが、私たち特別支援議連のメンバーも一緒に関わらせていただきましたが、大変感謝しておりました。一人が二人になり、二人が四人になり、それぞれの地区にそれぞれ配置をしていただいて、多くの企業を多分回っていらっしやると思えます。

そういう意味でも、今現在、知的障がいの子供たちの数が微増、横ばいから微増になっています。これからも就労先が必要になってくることが目に見えます。そうすると、人員的な補充も当然今後考えていただきたいと思います。ぜひ子供たちの情報を、これもやっぱり産業労働部なり福祉と連携して共有していただきたいと思います。そうすることが、間違いなくこれからの特別支援教育を受けている子供たち、そして障がいのある子供たちの雇用に直接結びついていくものと思えますので、ぜひ教育局のほうから情報発信をお願いして、この質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、時間がないのですが、最後に副知事にお尋ねしたいと思えます。

産業労働部長からもありますが、昨年、三部局合同での情報交換が始まったというふうにあります。このように、障がい者雇用という観点から見ると、様々な部署で、様々それぞれの取組をしています。ですが、それぞれで持っている例えば企業数であったり企業の内容、子供の障がいの状況、そういうものを一括して一つにまとめて、それを共通理解の上で雇用に当たっていくことが障がい者雇用促進の大きな一歩になると私は思っています。

行政のトップである副知事、そして産業畑をずっと歩いてきた副知事だからこそ、雇用という視点に軸足を置いて

部局を横断的にまとめられるのは、私は副知事しかいないのではないかなというふうに考えています。

そこで、今現在、そのような部署は県庁内にはありません。プロジェクトチームとは言わないまでも、そのような部門は、これからこの障がい者雇用という観点では中心部局が必要だと思えます。それを一年前から副知事のお声がけで始まったとも聞きました。それぞれより連携を深めていって、障がい者雇用の促進に大きく寄与できるような、そんな形をつくってほしい、より連携を深めてほしいという観点から、最後に副知事にお考えをお尋ねしたいと思えます。

○今野副委員長 平山副知事。

○平山副知事 ただいま各部局が答弁したとおり、県では、障がい者の雇用拡大に向けた取組を様々やっております。

昨年度、私が部局連携の取組を指示させていただきました。それは、障がい者の生きがいの一つとして、仕事を持つというのはとても大事だと思っていて、各部局が有するその情報とか施策内容を共有することで、より効果的で迅速な展開ができるのではないかという思いから指示したところです。まだまだ緒に就いたばかりとは思っていますが、ある程度の成果は上がりつつあるなという感じを持っています。

今後の取組を進めるに当たりましては、企業と、また障がい者とその御家族の御理解を得た上で、関係部局がさらに密接な連携を取りまして、ニーズ調査、その情報の共有、仕事のマッチングからトライアル、そして就労、その就労のその後のフォローという障がい者雇用の対策に関する一連の流れをつくることで障がい者の雇用拡大につなげてまいりたいというふうに考えております。

○今野副委員長 相田委員。

○相田（光）委員 障がい者雇用率を上げるということは一朝一夕にいくことではないと思えます。ですが、今、副知事がおっしゃったように、それぞれの連携を深めていっていただくことが間違いなく障がい者雇用の雇用率のアップにつながっていくと思えますので、ぜひ副知事にその先頭に立っていただいて、部局をまとめていただければというお願いをしまして、この質問を終わらせていただきます。

それでは最後、知事の退職金についてお尋ねいたします。

私はこの質問四回目になります。一番最初に、知事が四期目当選をした令和三年、三月の一般質問でお尋ねしました。今回の退職金をもらわないという判断を森谷代表の代表質問で聞きました。もらわないということに対して、今までとは違うスタンスで知事にちょっとお尋ねしたいと思えます。

今回、そのもらわないという決断までは三年十一か月の時間がかかりました。そのたび、答弁では、それぞれの状況が考えられる状況になかったと。確かに、「やまがた県政の動き」というものが、これ山形県で出していますが、（資料掲示）これを見ると、災害も含めて様々なことがこの四年間ありました。

知事が退職金を受け取る、受け取らないというのは、私はどっちでもいいんです。政治というものは生き物ですから、その社会情勢や経済の盛衰によって変わるものだと思います。もちろん、公約もそれぞれで変わることもあると思います。

知事が一番最初に当選したときの公約は、副知事二人制の廃止と退職金の廃止でした。今回の森谷代表の代表質問では、副知事二人制については、今の事務量の多様化、煩雑化も含めて、様々専門的に検討の余地ありと、これは理解できるんです。でも、変えてはいけない公約もあるんです。それは、自分自身に課した公約です。自分自身に課した公約は、私は状況によって変えるものでもないし、それによって当選しその地位にあり続ける以上、責務は発生すると思えます。

そこで、今回の決断は、社会情勢の変遷で決定したものではなくて、政治家吉村美栄子として、その信念で決断されたものなのかどうか、それをお尋ねしたいと思えます。

○今野副委員長 吉村知事。

○吉村知事 私の退職手当につきましては、一期目、二期目、三期目と、これまでその都度その都度総合的に検討しまして受け取らないと判断をし、返上してきたところであります。

四期目の任期が始まった令和三年は、新型コロナの感染が拡大し、ウイルスの変異等に伴い、感染状況も大きく変動する中にありました。感染拡大の防止と併せて県民生活や経済活動との両立を実現すべく、毎月のように県民会議を開催いたしまして、市町村や各業界の皆様方から現状と御意見を聞き取り、必要となる取組の把握と速やかな対策の実施に努めてきたところであります。まさに未知のウイルスに対して医療専門家の知見もいただきながら、官民一体となって対応して乗り切ってきたものと考えております。

また、新型コロナとの闘いに加え、令和四年には、置賜地域を中心に豪雨災害が発生、同年十二月三十一日には鶴岡市西目地内で土砂崩れが発生いたしました。令和五年の新型コロナ五類移行後も、夏季には猛暑に見舞われ、そして今年の七月には過去最大となった大雨災害と、県民の安全安心に直結する事案が続いて、いずれも県組織の総力を挙げた取組で進めてきたところであります。

県民の皆様の命と暮らしを守るために公務に邁進する中であって、これまで、私の退職手当の取扱いにつきまして、はとでも考えが及ぶ状況にはなかったというところであります。そして、県民の皆様の幸せと県勢の発展、これを願って、そのために「県民視点」「現場主義」「対話重視」を貫くことが私の政治信条であります。

このたびの四期目の退職金の取扱いにつきましては、さきの代表質問でお答えしましたとおりです。厳しい状況下にある被災者の皆様方に寄り添いながら、市町村や県民の皆様と気持ちを一つにして、全力で復旧復興に取り組んでまいりたいという思いから総合的に判断をし、受け取らないということにしたところでございます。

知事としての任期満了を二月に控え、出馬の意思を固めて公表しました。今、総合的に考えて、四期目の退職手当についても受け取らないということでありますので、公務に邁進してきたということでこの時期の判断になったことを御理解いただきたいというふうに思っております。

○今野副委員長 相田光照委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十五分再開いたします。

午前 十一時 二 分 休 憩

午前 十一時 十五分 再 開

○今野副委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。遠藤和典委員より画像資料の使用及び資料掲示の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

遠藤和典委員。

○遠藤（和）委員 おはようございます。遠藤和典でございます。予算特別委員会で質問の機会を令和四年六月定例会以来二年半ぶりにいただきました。昨年春の改選後、初の予算特別委員会でございます。所属会派の皆様へ感謝申し上げます。質問たくさんございますので、早速質問に入らせていただきます。

まずは知事にお尋ねいたします。

この春、新聞紙上に複数回記載された単語「再議」についてお尋ねいたします。

再議制度とは、議会の過半数をもってされた議決に対し首長が再考を求める制度との大枠理解であります。議会の議決は民意の表れとしての結論であると私は認識しております。

かつて私は、知事と民意の所在について議論をいたしました。令和三年六月定例会、この予算特別委員会の場でございました。知事も御記憶にあらうかと存じます。その際、知事からは「議会の議決には民意が反映されているものと認識しております」との答弁をいただいております。知事も私も同様の認識と推察いたしております。

その民意の表れに対して異議を唱え、再考を求める再議は、制度として存在しておりますが、行使については高いハードルがあり、その行使には極めて抑制的であるべきと私は考えております。

再議権一般に対し、知事はどのような認識をお持ちでしょうか。再議権の行使はいかなる条件下で可能と考えるのでしょうか。

さてそこで、「民意への 異議を唱える 再議権 行使に向けた 条件いかに」「民意への 異議を唱える 再議権 行使に向けた 条件いかに」と考えますがいかがでしょうか。

○今野副委員長 吉村知事。

○吉村知事 お答えいたします。

執行部と議会は車の両輪と例えられますように、それぞれの立場から十分な議論を重ね、対話を進めることが県勢の発展に寄与するものと考えております。お互いを尊重して、緊張感を保ちながら、共に歩みを進めていかなければならないというふうに考えてございます。

時には激しい議論が交わされるということもございますが、それは全て県民のためを思っていることであり、議論を尽くした結果としての議決には、県民の皆様からの重い負託が込められているということを深く認識しているところであります。

再議制度とは、執行部と議会との均衡関係を図ることを目的として、議会の議決に異議を有する場合に、長の拒否権として設けられた制度と認識しており、他県で実際に用いられたそういった事例もあるということも承知しておりますが、まずは議会の場で議論を尽くすことが重要であり、議決の持つ重みを考えれば、再議権の行使というのは慎重に判断されるべきというふうに考えております。

昭和二十二年に地方自治法が施行されて以降、これまで本県議会で再議権が行使された例はないというふうに聞いておまして、これは、執行部・県議会ともに県民の福祉の向上と県勢の発展を最優先に考え、真摯な議論が交わさ

れてきたその証左であるというふうに推察しているところであります。

議会での議論は、県民の皆様の多様な意思を県政に反映するために重要な意義を持つものであり、今後ともお互いの役割を尊重し合って、真摯に知恵を絞りながら、県民の皆様の幸せと県勢のさらなる発展を目指して、建設的な議論を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○今野副委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 今日はいくまで一般論としての再議権について議論をさせていただきました。知事の認識、まずは承知をしたところでございます。ありがとうございます。

次に移ります。

この春、二月定例会の最終日、三月十九日になりますけれども、日本銀行はマイナス金利政策の解除を発表いたしました。長らく続いた金利下落、低金利時代がようやく上昇に転じることとなったと認識をいたします。

このことを受けて、象徴的な一言を紹介いたします。地元の某銀行に勤務する私のごくごく親しい同級生、親友の一言であります。「いやあ、二十四歳で銀行入ってから初めて金利上がる」と。私、今、五十四歳。そうなんです、三十年間金利上昇という局面はなかったと。現役ばりばりの銀行員の方々ですら、金利上昇、金利が上がるという局面に初めて直面するという事態なんです。

昨日の段階で、地元銀行の金利、普通預金で〇・一％、五年物の定期預金で表面金利が〇・二％であります。去年の今の頃の金利が〇・〇〇一％とか〇・〇〇二％といったときに比べれば隔世の感があります。

この金利上昇という事象が県財政へどう影響しているのか今日は議論させていただきたいと思います。

まず想定されるのは、起債する際の財政負担の上昇が考えられます。起債の平均金利、令和五年、十年債で〇・八一六％、五年債〇・四一四％。おとしし令和四年、十年債の平均金利〇・四七一％、五年債〇・二二二％。もっと遡って令和三年、十年債〇・一九五％、五年債〇・〇八五％と聞いております。

さて、令和六年度現時点での起債の平均金利の現状はいかがなのか、最新の現状を総務部長にお尋ねいたします。

さてそこで、「後年度 どれだけ増える 今よりも 対策いかに 金利あげあげ」「後年度 どれだけ増える 今よりも 対策いかに 金利あげあげ」と考えますがいかがでしょうか。

○今野副委員長 岡本総務部長。

○岡本総務部長 お答えいたします。

県債の借入利率は、国債の金利動向も踏まえて決定される中、長期国債の金利は、先ほど委員からも御紹介ございましたけれども、令和四年度の下半期から少しずつ上昇しており、上昇が顕著になる前の令和三年度と令和六年度の借入利率を比べますと、十年償還の県債では〇・八％ほど、五年償還の県債では〇・六％ほど上昇しているところでございます。

また、令和六年三月の日本銀行によるマイナス金利政策解除の前後の令和五年度と六年度の比較では、十年償還、五年償還ともに、県債の利率は〇・二％ほど上昇しているところでございます。

例えば、この〇・二％の利率上昇に伴う利払い費への影響額を機械的に試算しますと、単年度で約二・五億円の増となるところであります。また、県債の利率上昇は、償還が終了するまでの間、後年度の利払い費にも継続的に影響を及ぼすものと認識をしているところでございます。

○今野副委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 予想どおり、かなりの金利上昇でありますね。具体的に単年度で二・五億円という数字もいただきました。

低金利時の令和三年に比べると、かなり上昇している。そういったことで、今、単年度と言いましたけれども、今後上がっていくということでもありますので、年平均でどれほど想定されているのか、具体的な金額で試算して、もうちょっと踏み込んで答弁いただけないでしょうか。

○今野副委員長 岡本総務部長。

○岡本総務部長 お答えいたします。

今後、どの程度利払いが増えるかというところでございますけれども、令和六年度の公債費がまだ確定していないということでもありますし、また、各年度の借入れ状況も異なるということでもありますので、単純な比較はなかなか難しいところでありますけれども、例えば、それぞれの当初予算に計上した利払いの額を比較いたしますと、令和六年度から七年度にかけては約三・六億円の増加ということで考えておるところでございます。

○今野副委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 承知しました。

そこで別の視点、対策についてです。起債時の金利上昇に対して、少しでも財政負担を減らす対策について御提言申し上げます。起債の償還時、返済するときのいわゆる据置期間についてです。

各種事業に向けて起債する際には、三年据え置いて四年目から返済というような手法が一般的に取られていると理解しております。金利上昇、利払い費が増えるという今後予想される局面では、据置期間を短縮して、少しでも早く返済を始めることによって利子計算の対象である借入金残高を減らしていけば、それに伴う利払い費を減らせるのではないかと私は考えます。

ただ、新設の施設の場合、供用開始前に利払いを始めては受益と負担が釣り合わないという考え方もあるでしょう。しかし、既設の道路、橋梁、川のしゅんせつなどといういわゆる維持補修に充てる起債であれば、必ずしも据置期間というのは必要ないのではないかと考えます。

据置期間の短縮が利払い費の低減につながると私は考えますが、総務部長の御見解及び今後の対応についてお伺いいたします。いかがでしょうか。

○今野副委員長 岡本総務部長。

○岡本総務部長 お答えいたします。

県債の据置期間については、政府資金からの借入れに当たっては起債メニューごとに認められている最長の期間を、銀行からの借入れに当たってはおおむね三年を設定してまいりました。

据置期間を設けなければ、元金残高が早く減ることになるため、利払いを抑制することは可能であります。一方で、据置期間を廃止した場合、一時的に本県の公債費負担が大きくなることや、交付税措置のある起債については、据置期間を最長とした想定で交付税が算定されるため、借入れ直後は元金償還に見合う交付税を収入できないことから、本県の収支状況を踏まえつつ、見通しを持って検討すべきものと考えております。

なお、利払い費を抑制するためには、繰上償還や、交付税措置がない起債の発行の取りやめ等も考えられるところであります。昨年度は、歳入確保や歳出削減に努めた上で、最終的には、繰上償還を約二十八億円、起債の取りやめを約十一億円実施したところであります。

金利の上昇局面は今後もしばらく継続することが見込まれることから、県財政の年度ごとの収支の見通しや中長期的な展望も踏まえつつ、引き続き様々な手段を講じることで、公債費負担を可能な限り抑えられるよう取り組んでまいります。

○今野副委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 今までなかなかやってこなかった手法ですので、踏み込むには一時的な財政負担がおっしゃるとおりあると思います。ただ、割とこれ有効というか、一旦始めてしまうとかなり有利だと私は認識しているんですね。ちょっとシミュレーション的なものも含めて、ぜひ御研究ください。来年からすぐやれとは言いませんけれども、こういった方法も取れると、制度上やれるわけですから、ぜひ御研究賜りたいと思います。

まずは部長、ありがとうございます。

次に移ります。

一方で、金利が上がることによってプラスになるものも想定されます。私がよく取り上げております基金の金利であります。

令和五年度の普通預金の平均残高は約二百二十一億円、定期性預金の平均残高は約百七十五億円、そして、預金と債券運用による利息は年間二百四十四万円と、これホームページに記載があります。

繰替運用という手法を使っているというのは理解した上で聞きますけれども、つまり、今言った残高が常に積んであるわけではないという前提で聞きますけれども、令和五年の普通預金金利、定期性預金金利の平均はどれほどでしょうか。それが金利上昇局面の今、いかに上昇しているのか。要は、預けていたものが何ぼの金利の商品になっていますかということです。より有利な金利を享受していくべきと考えます。

有利な金利商品に基金残高を預け替えしていけば、幾らかでもプラスになる。基金の運用実務は、金利上昇に伴いどのように変化するのでしょうか、しているのでしょうか。低金利で預けていたものをより有利な金利の商品に随時預け替えしていくなど考えられますが、会計管理者、いかがでしょうか。

○今野副委員長 山田会計管理者。

○山田会計管理者 一般会計の基金運用についてお答え申し上げます。

基金は、各部局において、特定の施策を実施するために積み立てているもので、会計局では、所管部局からの依頼に基づき、歳計現金への繰替運用、定期性預金による運用、債券による運用、この三つの方法で運用を行っております。

一つ目の繰替運用についてですが、本年十一月末現在、県が設置している二十七基金の残高は八百八億円で、そのうち繰替運用をしているのは二十六基金の七百五十三億円になります。一般会計では、この繰替運用分と歳計現金を一元的に普通預金で管理・保管し、支払準備金として日々の支払いに充てております。

この支払準備金となる歳計現金等の平均残高は、令和五年度ですと三百二十四億円となりますが、仮に繰替運用分

約七百億円を除きますと、マイナス四百億円程度となります。

厳しい資金繰りではありますが、余裕資金がある場合は適時に普通預金から定期性預金に移し替えて運用するなどし、歳計現金等の利息収入は、令和五年度は平均金利〇・〇〇二%で六十六万円でしたが、令和六年度は四月八日と九月二日の二度にわたり金利が上昇しているため、平均金利は〇・〇五三%となり、利息収入は二千五十四万円の見込みです。

二つ目の定期性預金による運用については、今年度の金利上昇に合わせて預け替えを行っております。その結果、年度当初の利率は〇・〇〇二%で約十三万円の利息収入を見込んでおりましたが、現在は〇・一〇五%で運用しており、三百三十一万円に増加する見込みです。

三つ目の債券による運用については、令和元年度から今年度にかけて六つの債券を購入しておりますが、いずれも元本の償還が確実な金融商品でありますので、現時点では満期まで保有することとしております。

日本銀行のマイナス金利政策の解除が行われ、金利上昇局面にある基金の運用に当たっては、市場動向の情報収集に努めるとともに、運用期間にも配慮し、条件のよい金融商品に預け替えを行うなど、基金を所管する部局をはじめ、関係部局と連携しながら運用益の確保に努めてまいります。

○今野副委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 基金についても、昨年が二百四十四万円でしたから、答弁聞いたら結構収入が増えているんだなと少し安心をしたところでございます。基金についても上昇のときはプラスになる、結構なことだと思います。

それで、これは以前から提案してはいますが、まだ実現しておりません。例の基金の統合運用の件であります。

二十何ぼの基金があつて、それをばらばらに運用するんじゃなくて一元管理して、それを最終的に基金の額によって得た利子を配分する、統合運用の基本的な考え方だと思いますけれども、それをやるべきかなと思います。

少なくとも定期性のほうに預けているほうが有利だと、大きな金利収入を頂けるとは思いますけれども、今後、この統合運用等も含めてどう運用していくのか、もう一度答弁できればお願いします。

○今野副委員長 山田会計管理者。

○山田会計管理者 先ほど御答弁いたしましたとおり、現在は繰替運用という形で、統合運用とまでは言えないかもしれませんが、それに近い形で、歳計現金のマイナスを基金によって埋めていただいている状況にあるということでございます。

基金の管理につきましては、今、各部局からの依頼に基づきまして、会計局のほうで預金運用、繰替運用をしているものではございますけれども、あくまでも依頼に基づいて行っているものでございますので、基本的にはその管理については所管部局で検討すべき課題というふうに整理をされているところでございます。

ただし、現在も関係部局との連携はしっかり取りながら運用しておりますので、そういったところの連携をさらに密に取りまして、県全体としてしっかりと運用益が確保できるように研究してまいりたいと存じます。

○今野副委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 今まで二問やってきて、起債の部分で増える年間負担が単年度二・五億円、令和六年度と七年度を比べても三億六千万円ほど、基金の運用で増える分が、去年と比べれば、すぐ計算できませんけれども二千万円ぐらい増えるというのは結構なことです。

ただ、億単位と何千万円の単位で大きな開きがあります。この金利上昇という局面に、ぜひ今質疑させていただいた総務部も会計局も御対応、研究をいただきたいと思っております。まずはありがとうございます。

金利の話をしたら、こっちも触れざるを得ません。企業局所管会計における債券購入の今後についてであります。

企業局では、令和三年度より、資金管理方針を改定し、水道用水供給事業会計及び公営企業資産運用事業会計で年間三十八億円ずつ債券購入をしており、令和三年、四年、五年、六年と、四年目になります。購入を始めた際は超低金利、債券購入にインセンティブが働いていたと考えます。しかし、状況は金利上昇局面に転換いたしました。金利状況に合わせた債券購入方法、預金の運用方法を研究しなくてはならないと私は考えます。

一般的に、債券は金利が下がれば価格が上がり、金利が上がれば価格が下がるとされています。購入開始時、当時有利だった長期債券購入を中期債券ですとか短期債券に切り替える方法ですとか、そもそも預金金利のほうが有利だとそのまま定期性預金にしてしまうなど、金利のいかんによって様々対応があろうかと存じます。

金融・市場関係者との情報交換を密にして状況に合った資金運用をすべきと考えますが、企業管理者の御所見を伺います。いかがでしょうか。

○今野副委員長 松澤企業管理者。

○松澤企業管理者 お答えいたします。

企業局における資金運用につきましては、令和二年度までは銀行の定期預金のみで行ってございましたが、預金金利が低下する中、より長期的に安定した運用益を確保するという観点から、令和三年度より、銀行預金に加えまして、

新たに電力会社等が発行する社債等の債券購入による運用を開始いたしました。具体的には、今もありましたが、今後の資金需要を踏まえまして、長期運用が可能な資金規模を百九十億円と見込みまして、令和三年度から七年度までの五年間で毎年度三十八億円ずつ債券を購入して、その後は、満期となりました債券の元本を再投資して継続的に運用するいわゆるラダー型運用を行うこととしております。

これまでの実績ですけれども、令和三年度から五年度までの三か年の債券購入分、計百十四億円ございます。これに係る受取利息でありますけれども、令和三年度時点では五年度末までの三か年累計で約三千三百万円と見込んでおりましたが、四年度以降の購入分について利率が上昇したということもありまして、約二・七倍となります約八千九百万円の利息を受け取っているところであります。

また、仮にこの百十四億円を、同期間において債券購入ではなく定期預金に預けた場合、利息は約四十六万円しかつきませんので、この点からも、債券での運用は非常に効果があったものと考えております。

その一方で、流動性の確保の面でメリットのあります定期預金での運用も行っておりまして、預け入れ先は、入札によりましてより金利の高い金融機関に決定しております。今年度は、金利が上昇局面にある中、定期預金のより有利な運用方法を検討したところ、預託済みの定期預金を中途解約して再度預け入れしたほうが利息収入が多くなることが判明したことから、二回にわたる再預託を実行いたしまして、その結果、当初見込みから約三百万円の増となる利息収入を得たところであります。

こうした資金運用を行うためには、まずもって専門的な知識を有する職員の育成が重要であります。そういうことから、地方公共団体の経営・財務マネジメント支援を行います地方公共団体金融機構が主催する研修等に職員を派遣しまして、専門的知識の習得を図っております。また、最新の経済情勢や金利動向などについて、取引のあります銀行、証券会社の担当者と毎月定期的に情報交換を行いまして、外部機関との連携・協調による人材の育成にも取り組んでおります。

今後も、その時々々のマーケット情勢の中で最も有利な運用方法が選択できるよう、職員の育成はもとより、不断の情報収集や研究を行い、運用益が可能な限り確保されるよう努めてまいりたいと考えております。

○今野副委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 御答弁ありがとうございます。

それぞれ実際やられて、見込みより随分多くなったと、大変結構だと思えます。今後も上昇局面が続くと思えます。市場動向に合わせた柔軟な対応をお願いしたいと思います。

企業管理者、そのままお願いします。

次に行きます。

企業局所管の四会計ありますけれども、未処分利益剰余金の考え方、特に電気事業会計についてお伺いいたします。

今定例会の初日、決算及び関連議案を原案のとおり今回は議決いたしました。

電気事業会計における令和五年度未処分利益剰余金二十六億二千三百万円のうち、一般会計への繰出金一億円、令和四年度では同じく未処分利益剰余金三十四億四千万円で、一般会計への繰り出しはなし、ゼロです。令和三年度、未処分利益剰余金四十八億八千万円で、一般会計の繰り出しは五億円と。ここ三年ぐらいの決算を見ましても、一般会計への繰り出しについては、金額に大きなばらつきがあります。

なぜばらばらなのかと聞くと、多分長一い答弁が予想されますので、未処分利益剰余金配分の基本的な考え方について、まず企業管理者にお尋ねいたします。

さてそこで、「何かしら 基準あるのか 剰余金 目的こそは 県民福祉」「何かしら 基準あるのか 剰余金 目的こそは 県民福祉」と考えますがいかがでしょうか。

○今野副委員長 松澤企業管理者。

○松澤企業管理者 では簡潔に申し上げます。

企業局の電気事業会計における利益剰余金の処分の考え方でありまして、まず、翌年度の企業債の償還に充てます財源として、減債積立金に積立てを行います。その次に、発電所のリニューアル工事など今後の大規模な事業に充当いたします建設改良積立金に積立てを行っております。

その上で、電気事業につきましては、F I T制度・固定価格買取制度により得られた利益がもともと県民の賦課金で支えられておりまして、その利益の一部を還元するという趣旨で、毎年度の純利益の中から、企業局の発電所にF I T制度が適用されました平成二十五年度より、一般会計への繰り出しを行ってまいりました。

令和三年度までは五億円から十六億円の範囲で繰り出しを行っておりましたが、企業局経営戦略の改定作業に着手いたしました令和三年度において、改めて今後の発電所のリニューアル工事等の事業費について試算したところ、今後事業費が大幅に増加し、資金不足となる懸念が生じたことから、翌四年度から建設改良積立金にできるだけ多く積み立てるという方針を決定したところであります。

その中にありましても、令和五年度は発電量の増加、令和六年度は前年度に実施しました売電に係る入札の結果が好調であったことも踏まえまして、令和五年度、六年度とも一億円ずつ一般会計への繰出金を確保したところであります。

○今野副委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 御答弁ありがとうございます。

昨年の九月定例会、私、代表質問やりましたけれども、企業会計への原則的な認識について申し上げました。すなわち、地方公営企業法では、第三条「経営の基本原則」として、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」とあります。加えて、山形県公営企業の設置等に関する条例第一条、「県の産業経済の振興と民生の安定に寄与し、公共の福祉の増進を図るため、次の各号に掲げる公営企業を設置する。」と県条例でもうたっています。

何回も繰り返しますけれども、本来の目的は公共の福祉増進であります。

先人皆様の御努力によりまして、毎年一定の利益を生む会計になりました。資本金への組入れ、減債積立金への積立て、建設改良積立金への積立て、これ必要なのは分かりますよ。しかし、本来の目的、公共の福祉のため一般会計への繰入れをより重視する考え方にシフトできないものなんでしょうか。

これからは私の考えですけれども、未処分利益剰余金のおおむね五〇％を超えない水準ぐらいで一般会計へ繰り出しすべきと私は考えます。さきの十月の決算特別委員会での答弁で、今後は利益幅が縮小するとの趣旨の答弁があったやに記憶しておりますけれども、利益が出なくなるという答弁ではなかったと思います。

加えて、毎たび毎たび指摘している多額の現金預金の存在でございますね。この際、先ほど議論させていただきました一般会計は金利上昇でますます逼迫すると。また加えて、昨日の夜から今朝にかけての報道、例の三百万円の壁の件、三党合意になったということで、税收減が既に予想されるじゃないですか。こうした現状を鑑みて、本来の目的増進のためにも、厳しい財政事情を考慮し、一般会計への繰出金額を増やすべきではないでしょうか。

企業管理者に未処分利益剰余金の今後についての見解を問います。

さてそこで、一昔前、「塩爺」と呼ばれた大先輩、大政治家がいらっしやいました。覚えてますよね。国の一般会計と特別会計の関係を端的に表した言葉を残されています。現在の我が県の一般会計と企業会計の關係に似ているんじゃないかなと思いつつ、その残した言葉に敬意を表しながら、この部分だけ原稿を墨字にしてみました。(資料掲示)

「母屋では お粥をすすり ひもじいな 離で食す スキヤキいいな」「母屋では お粥をすすり ひもじいな 離で食す スキヤキいいな」と考えますが、企業管理者いかがでしょうか。

○今野副委員長 松澤企業管理者。

○松澤企業管理者 お答え申し上げます。

まず、今後の電気事業につきましては、また繰り返しになりますけれども、老朽化した発電所のリニューアル工事がめじろ押しでありまして、五十年を経過しました六発電所の工事だけで令和三十三年度までに四百億円規模の資金が必要と試算しております。これに加えまして、今後、FIT制度の適用の段階的な終了、また建設資材や労務単価の上昇によりまして、純利益の減少が見込まれております。令和五年度決算時点では二百億円程度であります内部留保資金は、今後大幅に減少していくことを見込んでおります。具体的には百億円を切るか切らないか、そのぐらいまで落ち込む見込みとなっております。

企業局といたしましては、経営基盤を強化しまして、将来に向けて持続的、安定的な電気事業の経営を行っていくこと、それ自体が公営企業本来の目的であります「公共の福祉の増進」につながるものと考えておりますことから、将来必要となります資金を、毎年度、積立金への積立てという形で十分確保していきたいと考えておりますが、その中にありましても、利益の一部を県民に還元するという観点から、一般会計への繰り出しも引き続き行っていきたいと考えております。

このような考え方の下、次、令和七年度の当初予算になるわけですが、その場面での一般会計への繰り出しにつきましては、七年度の収支見込み、あと今後のリニューアル工事等に係る資金需要を精査した上で、しっかり検討していきたいと考えております。

○今野副委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 検討するということですから、少し先ほどの答弁から踏み込んで、増えるのかなということをちょっと期待申し上げたいと思います。

質問の冒頭で、決算及び関連議案を原案のとおり今回は議決しましたと、さらっと申し上げました。今回はです。来年、令和六年度の未処分利益剰余金をどう扱うのか注目していきたいと思っております。

企業管理者、どうもありがとうございます。

ここまで企業管理者とやり取りをしました。これをお聞きになって、一般会計を所管する総務部長、どう思いましたか、どのような見解を持たれるでしょうか、総務部長に御所感をお尋ねいたします。いかがでしょうか。

○今野副委員長 岡本総務部長。

○岡本総務部長 お答えいたします。

山形県財政の中期展望では、一般会計において令和七年度以降も毎年九十億円から百八十億円程度の財源不足額が生じるものと見込んでおり、今後も厳しい財政運営が続いていく中で、企業局からの繰出金は貴重な財源となっているところでございます。

一般会計を所管します総務部長という私の立場から申し上げれば、その額は多いにこしたことはないわけでありませぬけれども、具体的な額については、企業局の運営状況も踏まえながら、今後も協議をしてみたいというふうを考えております。

その上で、企業局からの繰出金に限らず、県有財産の売却や有効活用の促進、基金や特別会計の余剰資金の活用等、様々な手段を講じることで歳入の確保に努めてまいりたいと考えております。

○今野副委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 総務部長、どうもありがとうございます。

次に移ります。山形空港についてであります。

今定例会でも、うちの幹事長をはじめ議論ございましたので、はしょってちょっと質問させていただきたいと思っております。

この間の十月二十二日の新聞報道の見出しに「県内二空港の滑走路延長 来月、ビジョン検討会」とありました。これまでも様々議論がなされた中で、滑走路の延長については、ようやく議論が始まって進むのかなというのが率直な感想であります。

さきの十一月閉会中審査中、将来ビジョン検討会資料概要版が示されて、二十日には検討会自体が発足したと認識しています。その後、来年度令和七年度には将来ビジョン検討委員会・仮称が設置されるとされています。要は、広く自由な御意見を検討会で聴取して、より専門的・具体的な検討は令和七年度以降と理解をしたところです。

議論の入り口が示された段階で、私一つ提案をさせていただきたいと思っております。資料を出します。（画像を示す）

十一月閉会中の委員会に示された資料の概要版の三のところですね。空港機能強化の取組では、国際便就航や防災拠点活用を見据え、「大型機に対応できる滑走路延長」とライン引いております。大変結構なことだなと思っております。

さきの総選挙、私らも頑張って選挙しましたけれども、次の資料、我が党所属遠藤代議士も、このとおり、東北一円、北関東の災害対応拠点空港にと提唱されて、このように選挙中の公約チラシにも書いています。

この防災拠点空港案をもう一步進めて考えてみませんかというのが私の提案です。

答弁にもこれまでもありました。国庫補助金の活用には不可欠な費用対効果を上げる必要があると、地域ビジョンを示す必要があると。こうした答弁がこれまでなされてきました。その課題への一つの私の考えとしての対応・提案であります。

航空便が運ぶものは人間だけではありません、荷物も運びます。現在、山形空港貨物はサクランボの出荷時期限定で貨物の取扱いをしていると。それで荷物はもちろんほぼほぼサクランボというのが現状と聞いております。

次に「定期便貨物及び郵便物取扱数量調」、昭和三十九年からとなっていますけれども、次の資料で最近の令和の資料がございます。ここの部分は、降ろすものがなくて、積むのがほぼほぼサクランボだけという現状です。

こうした現状に対して、「サクランボしか荷物ないぞれ」でなくて、北関東、東北一円の高速で動かす必要があるもの、高付加価値商品の物流の拠点空港としての位置づけを加えればいいんじゃないかと。そうすれば、空港周辺への物資の集積ですとか、物流拠点となれば物流ドライバーの集積の確保もできるでしょうし、荷さばき人員の雇用など、地域に大きな経済効果があるんじゃないかと思っております。

加えて、遠藤代議士が言うような防災拠点という部分と物流拠点というキーワードから、将来の物流、ドローン物流の拠点という考え方も加えていけば大きな効果が望めるのではないかと私は思います。

検討の入り口段階で新たな考え方を追加するべしと思っておりますけれども、県土整備部長の見解を問います。

さてそこで、「好機だね 新たな価値を 付加すべき 荷物を集め 多様な効果」「好機だね 新たな価値を 付加すべき 荷物を集め 多様な効果」と考えますがいかがでしょうか。

○今野副委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

さきの代表質問等でもお答えをさせていただきましたように、山形空港将来ビジョン検討会では様々な御意見をいただいたところでございます。

御質問いただきました物流に関しましては、「人の流れとともに物の流れも重要である」「山形の特産品が空を飛んでいったなど話題性があつたら面白い」といった御意見もございました。

一方で、現状の山形空港における貨物の取扱いにつきましては、就航している航空機がコンテナ貨物を搭載できない機種であるため、貨物輸送ができない状況です。ただし、委員御指摘のとおり、一か月程度限定ではありますが、一般貨物室を利用したサクランボの輸送は行っているところでございます。

一般的にはありますが、航空貨物は輸送時間が圧倒的に速く、広い地域へ輸送ができ、事故・盗難のリスクが低く、揺れが少ないため破損が少ないなどの強みがあります。そのため、精密機器など高付加価値のある貨物や緊急性のある貨物、鮮度が求められる貨物が適しているとされております。一方で、陸上・海上貨物と比べて輸送費用が高い、一度の輸送量が少ない、大量の温室効果ガスの排出による環境への影響、また欠航・遅延のリスクなどの弱みが挙げられます。

航空貨物輸送の利用を検討するには、これらの強みや弱みを踏まえた上で、航空貨物輸送に見合う貨物の需要について、地域全体で検討していくことが重要であると思われまます。

県としましては、来年度設置を考えています山形空港将来ビジョン検討委員会において、物流の視点も含めながら議論を進めていきたいと考えております。

○今野副委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 御答弁ありがとうございます。

要は需要があるかと、それはもちろん大事な視点です。ですので、これも鶏が先か卵が先かになるかと思えますけれども、おらえの空港では物流も引き受けますよといったほうが先なのか、頼むというから物流をするのか、どっちかだと思うんです。

私としては、今言った、ドローン物流なんかありますよということも含めて、この地域だけでなく、それこそ東北一円、北関東からの物資を集められるような空港に、言ったほうがまず集められるんじゃないかなということで質問させていただきました。

東日本大震災のときは支援物資の集積拠点として大活躍であったことは皆さん記憶に新しいと思います。物流の拠点ということは、可能性として私はあると思っています。今申し上げたように、物流拠点としての位置づけを明確にする、宣言する、そうしたことをすれば、東北一円から物資が集まるようになりますでしょうし、中長期的にはアクセス道路の整備ということに結びつくんじゃないかと考えています。

防災対応拠点、物流拠点、そしてドローン配送を組み合わせるという要素は矛盾しないですし、むしろ親和性が高いんじゃないかと考えます。トラック団地、ドローン団地が付随する防災・物流のハブ空港、私は夢があるなど考えています。

ここで部長の所感といっても、なかなか個人的な感想を答えられないでしょうから、まずこういった考えもありますし、ぜひ検討委員会でもこうした部分を提示して議論をしていただきたいなと思っております。

部長、ありがとうございます。

次に移ります。今後の体育施設整備についてお伺いいたします。

山形県と山形市は、去る十月十日、山形県・山形市新スポーツ施設整備の共同での検討に係る基本的な考え方に関する合意書を取り交わして、十一月十一日には第一回目の新スポーツ施設整備検討会議が開催されました。

今回、一般質問で伊藤香織議員も取り上げておりましたけれども、私も地元でございますので質問させていただきます。

お城の中の県体育館の老朽化が著しいと言われて久しいです。代替施設整備の課題がようやく、本当によろやく動き出したなのというのが率直な感想であります。

新聞報道などや合意書、これまでの会議によれば、スケート施設を含む多機能施設を県で、周辺施設としての武道館・体育館を山形市で整備すると私は解釈いたしました。設置場所、設置費用の負担割合などはこれから検討会議で議論されることと思います。今日は聞きません。

県の基本的な考え方として、スケート施設を含む多機能施設といったものはどういったものを具体的にイメージしているのでしょうか。当然、先進地域などを参考にされるでしょうから、日本各地いろいろあります。どちらの施設などを参考にされる予定なのか、みらい企画創造部長に伺います。

さてそこで、「これからの議論注目 新施設 モデルとなるは どの施設か」「これからの議論注目 新施設 モデルとなるは どの施設か」と考えますがいかがでしょうか。

○今野副委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答え申し上げます。

山形市にあった民間の屋内スケート施設が平成二十九年に閉鎖して以降、県内でフィギュアスケートやアイスホッ

ケーの公式大会が開催できない状況にあること等を踏まえ、県では、令和四年度から二年以上にわたり、屋内スケート施設についての検討を行ってきたところです。

令和四年度には、最初の有識者会議を設置し、東北・東日本を中心に既存の屋内スケート施設の事例を調査しながら、本県における屋内スケート施設がいかにあるべきかの検討を行っていただきました。

有識者会議では、持続可能な施設を目指した三つの基本的な考え方をまとめていただきました。一つには、「県民のウェルビーイング向上につながり、特に、本県の子どものための未来のためになる施設」とすること。二つには、「スケート以外にも、より多くの方から有効に活用いただける多機能性」を有すること。そして三つには、「民間活力を活かした官民連携による柔軟かつ効率的な整備・運営」とすること、であります。

その上で想定される設置パターンとして、フラット八戸のようにリンク上に断熱フロアを設置いたしまして、随時転換によりスケート施設以外にも利用可能とする施設と、磐梯熱海アイスアリーナのように、季節によりまして解氷いたしまして、スケート以外にも利用可能とする施設の二つが示されました。

令和五年度には、これらを参考モデルとして、民間のマーケティング会社を活用した、類型ごとの事業費や収支シミュレーション、経済波及効果の試算、比較検討などの基礎調査を実施し、有識者会議を再度設置しての令和六年度の検討に生かしているところでございます。

○今野副委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 ありがとうございます。

二つの施設を今まで見てきたと。どっちにするとはおっしゃいませんでしたけれども、これも検討課題なんですよ。

それでは、多機能性という部分についてお伺いします。

体育施設の多機能性というと、スケート以外の様々なスポーツ競技に対応するとまでは当然想定します。が、久しぶりの県有施設であります。時代に合った対応というの必要かと私は考えます。

例えばデジタルサイネージ・音響・エンターテインメント等のキーワード・考え方は多機能という言葉に含まれるのでしょうか。私は、今後の施設整備の在り方として含むべきと考えます。県の基本姿勢はいかがなんでしょうか。部長いかがでしょうか。

○今野副委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 多機能性につきまして、先ほど参考モデルとして挙げさせていただきましたフラット八戸と磐梯熱海アイスアリーナについて申し上げますと、フラット八戸は、eスポーツ大会ですとかグルメフェスなどの地域イベントで利用されまして、令和八年度の国民スポーツ大会ではレスリングの競技会場となることが予定されているところでございます。また、磐梯熱海アイスアリーナでは、解氷後のコンクリートフロアを活用し、スケートボードやインラインホッケー、展示会等のイベントに利用されております。

本県の令和五年度の基礎調査では、受託した民間のマーケティング会社からは、「過剰な施設・設備はインニシャルコストだけでなく、修繕費等のランニングコストにも影響することに注意が必要」「多機能性を志向する中においても真に必要な機能を整理していく必要がある」との意見を受けておりまして、県による屋内スケート施設の多機能性につきましては、今後、山形市によるスポーツ施設の機能の検討を踏まえ、山形市と十分に連携しながら内容を整理してまいります。

○今野副委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 参考にした施設でもいろいろとやっていたらしゃると。最低限これぐらいは当然、eスポーツですとかスケボートとか、その辺は考えられると思うんです。だから、ちょっといいめの音響ですとか、ちょっといいめのエンターテインメント対応と、可能だと思うんですよ。ぜひ御検討いただきたいと思います。

そこで、先ほど民間活力という御答弁もございましたけれども、施設整備に当たりましては、当然企画力、どういったものが面白いかと、今はやっているのかという面と資金の面でぜひ私は民間の力をお借りすべきかなと。それが面白い、使っていただける施設になるかと思えます。また、財政負担の軽減のためにも民間活力、民間のお力というのは必要だと思います。

現時点での部長の御認識をお尋ねします。

○今野副委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答え申し上げます。

令和四年度の有識者会議において共有された課題として、スケート施設の整備・運営には専門的な知見・技術が求められ、民間活力の導入、官民連携が不可欠とされました。

民間を活用しました施設整備の手法といたしましては、民間事業者が自ら資金を調達し施設の設計から運営まで行うPFI方式や、自治体が資金を調達し民間事業者が設計から運営まで行うDBO方式、さらに、民設民営の形を取

りつつ、自治体が公有地を無償貸与しまして、一定の利用枠を買い取るという新しい手法も出てきております。

今年度の有識者会議では、全国のスポーツ施設整備の事例に詳しい専門家を委員に加え、全国の先進事例を参考に御意見を頂戴しているところをごさいますて、今後、山形市と連携しながら検討を進めてまいります。

○今野副委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 部長、御答弁ありがとうございます。

次に移ります。時間もないので早口になると思います。

本年八月二十九日、北海道・東北六県議会議員研究交流大会が秋田市にて開催されました。その基調講演を秋田風力発電コンソーシアム「秋田風作戦」の会長佐藤裕之さんからいただきました。再エネ海域利用促進法の施行前から港湾内の洋上風力発電を始めている秋田は先進地と言えるでしょう。その知見を拝聴してきたところです。加えて、秋田の洋上風力発電を支える関連企業として、ペーパー資料、ウェブ上での資料、関連企業資料と、充実の内容でございました。

こうした資料を拝見いたしますと、画像資料ございますけれども、（画像を示す）部品の製造、設置工事、メンテナンスなどに多くの地場企業が関係しています。これは表紙、こんな感じ。一覧表、個別の企業例と、結構充実した冊子でありました。ダウンロードもできます。秋田県のホームページからも行けました。ぜひ御覧ください。

そうした中で、十一月二十一日、環境エネルギー部より洋上風力発電事業における経済波及効果の調査結果が公表されまして、波及効果が一千七百八十億円、就業見込者数一万二千五百人との見通しが示されました。

現在、我が県沖の洋上風力の状況は、落札企業というか、企業選定中との情報、間もなく回答が出ると認識していますけれども、洋上風力発電にお手伝いする意欲ある企業への情報提供体制など県内企業へのバックアップ体制はいかがな現状なのでしょうか、産業労働部長にお伺いいたします。

さてそこで「地元からいかに係（かかわ）る 発電に 先進事例 研究進め」「地元からいかに係（かかわ）る 発電に 先進事例 研究進め」と考えますがいかがでしょうか。

○今野副委員長 岡崎産業労働部長。

○岡崎産業労働部長 洋上風力発電事業につきましては、風車の部品製造や建設工事、運用・メンテナンス等に地元企業が参入することで、大きな波及効果が見込まれるところです。

国内における洋上風力事業のサプライチェーンの形成につきましてはまだ途上の段階であることを踏まえまして、県では、他地域における先行事例を参考にしながら、県内企業の参入に向け、令和三年度から洋上風力発電関連事業参入促進セミナーを開催し、発電事業者及び風車メーカーにおける地元企業へのニーズなどを情報提供してまいりました。このセミナーには延べ五百四十五名が参加し、参加企業への聞き取りでは、回答のあった九割の企業から参入に前向きな回答を得たところをごさいます。洋上風力発電事業への参入意欲が高まってきているというふうにごさいます。

また、セミナーに参加した企業のうち、参入意欲がある県内のものづくり企業や電気設備事業者と、風車メーカーとの個別の意見交換を行ってきており、参入可能性を判断する機会ということで提供してまいりました。風車メーカーとの関係構築という部分への支援に取り組んできたところをごさいます。

こうした風車メーカー等との意見交換を通して、風車の部品製造では、部品の一つ一つが大型で重量物であるため設備の増強が必要となること、欧州の規格が採用されているため材料の入手が難しいこと、運転・メンテナンスに關しましては必要な人材の確保や資格取得などの課題があること、などが判明してきております。これらの課題を解決して初めて参入につながるものと理解しているところをごさいます。

今後につきましては、遊佐町沖の発電事業者が今月にも選定されますので、選定された事業者が政府の認定を受けて取り組む産業振興策について、事業者と調整し、県内企業が参入しやすい環境を整え、風車メーカー、建設事業者との協議を重ね、チャンスを逃すことなく県内企業の取組を後押ししてまいりたいと考えております。

また、洋上風力関連産業への参入意欲のある企業、団体、金融機関で構成される遊佐町沖洋上風力産業振興プラットフォームというものも設立されておりますので、こうした団体とも連携し、県内企業と関連する事業者とのマッチングなど、企業の参入に向けた支援を行ってまいります。

県といたしましては、洋上風力発電事業による経済波及効果を最大化できるように、県内企業の洋上風力関連産業への参入促進を産学官金ということでしっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○今野副委員長 遠藤和典委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十八分 休憩

午後 一時 零 分 再 開

○柴田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

梶原宗明委員。

○梶原委員 自由民主党の梶原宗明でございます。今日三人目ということで皆さんもお疲れとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。くしくも、今日実は自民党会派三人で、そしてなおかつ全員二期目という、私も初めての経験でございますし、最後ということで、気を引き締めてやりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

今日は十二月十二日。昨日は誕生日とか記念日とかいろいろありました。師走でございますので、今年一年間皆様にとってはどういう年だったのかなというふうに思ひます。

私も振り返ってみますと、今年は、元旦から能登半島の地震、これにはびっくりさせられました。酒田市でも津波警報が発令されまして、今までに経験のないほど、多くの市民の皆さんが山間部のほうに避難したことを記憶しています。

その山間部においては、今度は七月の大雨災害でございます。お亡くなりになられた方もいらっしゃいますし、離れ離れになった皆さんもいらっしゃるというふうにとほっております。そして、いまだ自宅に戻りたくても戻れない皆さんの生活再建、一刻も早い復旧復興を、そして一日も早く日々の生活を取り戻していただきたいというふうにとほっております。

そんなことを念頭に置きながら、七月二十五日から大雨災害による河川関係のことを中心に御質問申し上げたいと思ひます。

本県において七月二十五日から二十六日に発生した大雨は、庄内・最上地域七市町村で大雨特別警報が発令され、降り始めからの降水量が、真室川町差首鍋で五百九ミリ、新庄市新庄で四百三十五ミリ、酒田市大沢では四百二十二ミリという、これまでに経験したことのないような記録的な大雨になりました。

十一月二十日現在、県の発表によれば、人的被害で死者三名、軽傷四名、建物被害で全壊から床下浸水以上の住家被害千七百七十一棟、公共土木施設関係で、県・市町村合計で二千百十六か所、農林水産関係施設・農地等七千八百二か所、農作物等被害面積一万二千二百九十九ヘクタール、その他商工業関係や教育施設を含めた被害総額約一千七十八億円とされています。

県当局におかれましても、発災直後から人命救助を第一に、自衛隊に対しての災害派遣要請による救助・救援活動や、テックフォース、MAFF—SATといった国の緊急災害対策チーム派遣にいち早く対応いただいたこと、また、被災市町村へ応援職員を配置して速やかな情報把握と対応に御尽力いただいたことに改めて感謝申し上げる次第でございます。

今回の大雨被害では、本県も九月十一日に激甚災害に指定され、復旧に向け事業が進むこととなります。特に被害の大きかった公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助と農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例は、被災された皆さんの災害復旧国庫補助事業への補助率かさ上げも講じられることとなり、復旧への大きな支援になると考えます。

このような中で、早急に対応しなければならない課題、特に河川関係の復旧事業に対する期待も大きいことから、復旧復興に向けた課題を何点か伺いたいと思ひます。

まず初めに、十一月十九日に県では荒瀬川の災害復旧事業に向けた説明会を開催したと伺っております。対象は地元自治会長や関係する地権者の皆さんと伺っています。

私も、発災直後から幾度となく流域地区の皆さんと現場を確認しながらお話を聞く機会がございました。以前にも、昭和二十二年、二十三年頃にこのような大規模災害があり、河川の堤体かさ上げや河道掘削を行ったことなど、これまでの経過、そしていろいろなお話を伺うことができました。

その中で今回の被害は想定をはるかに超えており、抜本的な対策も含めた改修が必要で、それには地元として積極的に協力したいという大方の皆さんの意見だったと記憶しております。

地元に対する説明では復旧方針も示されたようですが、どのような意見が出されたのか、また、県の計画案との大きな違いはなかったのか、県の考えを県土整備部長にお伺ひしたいと思います。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

七月二十五日から大雨により、酒田市大沢地区等において荒瀬川が氾濫し、家屋や農地の浸水、道路や水道等のライフラインの寸断等の甚大な被害が発生いたしました。このような状況を受け、荒瀬川において、復旧とともに河川の改良を行う改良復旧に取り組むこととしております。

この事業を進める過程において、県ではまず、十一月十九日に、荒瀬川に隣接する住民の方々に事業方針をお示しするための説明会を実施いたしました。

県からは、荒瀬川の改良復旧について、河川拡幅や河道掘削により流下能力を確保するとともに、上流部への流木捕捉工の計画や、小屋淵川への砂防堰堤の整備について御説明をいたしました。

住民の方々からは、安心して生活していけるための河川の改良復旧の内容に関する御要望や、土砂や流木対策の必要性の御指摘、さらには被害に関する情報提供等をいただいたところであり、県では、現地を確認の上、設計の参考としてまいります。

また、荒瀬川に関する災害査定が十一月に完了したことを踏まえて、より多くの住民から事業への御理解をいただくため、流域の地区を対象とした説明会を本日開催することとしております。説明会では、河川担当だけでなく、農地や治山の担当職員も出席し、幅広い質問にできるだけお答えできるよう対応してまいります。

今後は、詳細設計及び用地買収へと進んでまいります。地域とのコミュニケーションを重視する観点から、今後も事業の進展に合わせて説明会を開催するなど、一つ一つ段階を踏みながら、酒田市とも連携し、早期の復旧復興に向けスピード感を持って進めてまいります。

なお、県及び庄内地域の市・町から成る二級水系流域治水協議会では、十一月二十九日に、荒瀬川の改良復旧を含む日向川及び月光川流域を対象とした、二級水系としては全国二例目となる緊急治水対策プロジェクトを公表いたしました。このプロジェクトでは、荒瀬川の改良復旧に加え、流域のその他の河川や治山・砂防、さらには酒田市や遊佐町が実施する取組をパッケージ化しており、取組を見える化することにより情報を発信しながら、地域の安全安心の確保に努めてまいります。

○柴田委員長 梶原委員。

○梶原委員 今、部長から答弁いただきました。今日からまたさらに広く説明をして、意見を求めるということだと思えます。

実は、私も、今回の大雨被害で、最初に大沢地区に入ったのが七月二十七日、歩いていけるところまで行ったのがその後の二十九日でしたかね。そのときに伺ったときは、第一声、「行政は何をやっているんだ」と、「誰も来ないじゃないか」と、そんな御指摘もいただきました。

その後、道路が通れるようになってから行って、だんだん被害状況も分かってくると、下流域の皆さんからは、「まず上流さ行ってみれ。上流のほうすごいことになってるぞ」と。我々、下流域を見ただけでもびっくりしている状況のときに、上流に行ったらさらに大きな大きな被害の爪痕がございまして、これは、最初写真を撮るつもりで行ったんですけれども、写真を撮るのものはばかられるような状況でございました。

それとともに、皆さんからお声がけいただいて、最初は行政は何をやっているんだという指摘だったんですけれども、ここに住んでいて果たしていいのかというような自問自答の声、そして、これからこんなことやりたい、こんなふうにしりたいと、治水対策も含めていろいろお話を伺ったところでございました。

そんな中で、やはり時間とともに皆さんの御意見も変わってきています。十一月から始まったということではございますけれども、今後もいろんな地元の皆さんの声に耳を傾けながら、より安心安全な地域ということもございましたので、その辺を念頭に置きながら、今までの経験も参考に伺っていただいて、ぜひとも安心安全な地域の復旧に御尽力いただきたいというふうに思えます。

次に、長期的な視点からも含めて、荒瀬川の改修についてお伺いしたいと思います。

さきにも述べたように、昭和二十二年、二十三年頃にも同じような水害があったとすれば、単なる復旧だけではなく大規模な治水対策も必要ではないかと考えるのは私だけではないと思えます。と申しますのも、荒瀬川は日向川の支流の一つであります。今回の大雨では、日向川本川の上流部は大きな水害にはならなかったと。それは、昭和二十二年、二十三年頃の水害を教訓に日向川上流部を大改修したのだと地域の方に伺いました。

今回説明会で示された計画では、私も資料頂きましたけれども、河川災害復旧助成事業の採択により復旧を進めると。——これは改良復旧というふうに理解しています。これは、このたびの被害状況からすれば、再度の災害防止対策としては有効な手だてになるものと理解しております。また、砂防堰堤があったものの土石流が発生し住家等に甚大な被害をもたらした荒瀬川の支流、小屋淵川は、災害関連緊急砂防事業が九月に採択され、再度の災害防止が図られることとなっています。両事業とも、今後を考えれば必要かつ大きな効果が見込まれることから、今回示された屋敷代橋から八幡橋間の約十三キロ間に関しては、改良復旧を前提に進めると理解しているところでございます。

一方、屋敷代橋の上流部や八幡橋の下流部、日向川との合流地点より下流部も含めて大きな被害が確認されています。特に西荒瀬地区では、日向川の氾濫により住家や農業用施設を中心に広範囲で被災しました。こういったことから、上流部に治水対策に対応できるようなダム建設や、下流部でも河道掘削と併せて強固な築堤を望む声が上がっています。

改良復旧の必要性和ダム等を含めた大規模改修の考えを県土整備部長に再度伺いたいと思います。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

荒瀬川の改良復旧では、七月二十五日からの大雨による洪水と同規模の洪水に対して、越水・溢水による浸水被害を防止することを目標としております。

県では、流出解析により今回の洪水を再現し、荒瀬川や下流の日向川にどれぐらいの量の洪水が流れ込んだかを推定するシミュレーションを行いました。その結果、現況流下能力が不足している酒田市観音寺から下青沢までの約十三キロについて、拡幅や河道掘削を行うことが有効であるとの結論を得て、改良復旧計画を進めているところでございます。あわせて、改良復旧の区間以外においても、堆積土砂や支障木の撤去を行うことで、流下能力の向上を図ってまいります。

また、御質問の大規模改修についてでございますが、県では、今後の治水対策の方針として、河川整備を着実に進めるとともに、遊水地等、洪水をためる対策の検討及び迅速・的確な避難や防災まちづくり等のソフト対策の充実について、国土交通省や市町村との連携の下、推進することとしています。

また、現在、国交省では、全国の一級水系において、将来の降雨量の増大を見据えた河川整備基本方針の見直しを進めていると伺っております。

県の治水対策につきましては、こうした一級水系における河川整備基本方針等の見直し状況や内容を参考にしていくこととし、荒瀬川においても、改良復旧による緊急的・集中的な対策をまずしっかり進めながら、今後のさらなる降雨の増大への対応について、こういった対策が必要かを検討してまいります。

○柴田委員長 梶原委員。

○梶原委員 実はこの荒瀬川、前々から越水しやすいということを我々は伺っておりまして、六年前も国道に越水したというようなことありました。でも、日向川の本川の上流部なんですけれども、あの辺はやはり昭和の大水害以降、河川の幅も大きくなりました。そして、真つすぐなんですけれども、砂防堰堤を造りながら流速を弱めるというような対策をしておりました。そういったものを地元の皆さん御覧になっているものですから、そういった改良はできないかという御意見があったのも事実でございます。

そしてもう一つは、実はダムということを言われていることもあります。ダムというのは、今回の大雨被害を見ると、青沢峠ありますけれども、頂上部がちょうど最上のほうと庄内のほうに、分水嶺のようになっているんですね。そして、最上側のほうは高坂ダムがあるんですよ。よく言われるのが、あれがあることによって流量調整に役立ったんじゃないかというふうなことも言われています。そういったことで、ぜひ大沢川の上流部でもダムを造れないかというような声が上がっているわけなんです。

地形であるとか年数であるとか、また財源であるとか、いろいろあるわけなんですけれども、その辺のお考え、現実性も含めて、これ地形的なものも含めて御所見あればお伺いしたいと思います。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 先ほど降雨の増大への対応についてどのような対策が必要かを検討してまいりますというふうにお答え申し上げましたけれども、ためるというやり方も非常に有効だと思います。ただ、おっしゃるように、ダムが地形的に有効なのかというのは、検討してみないとなかなか、今どうこう言えませんので、そういったことも含めて検討していきたいというふうに考えています。

○柴田委員長 梶原委員。

○梶原委員 ダムというのはそんなに簡単にできるものだと我々も思っておりませんし、莫大な時間と予算がかかるということもあります。ただ、これが今後、常態化まではいかないんでしょうけれども、長い目で見ればそっちのほうがいいんじゃないかというような御意見もあるということを念頭に置いていただければ幸いですというふうに思います。

次に移りたいと思います。

今回の大雨被害の特徴としては、河川への大量の土砂と流木の流入があり、それを要因として越水や溢水、破堤により氾濫し、災害を拡大させたと考えられます。荒瀬川をはじめとして、河川に架かるほとんどの橋に大量の流木が引っかかっていましたし、流木が発生するということは土砂も流出すると。それに伴って浸水域が広がり、河川にも、越水した周辺にも大量の土砂が堆積することとなりました。

現在、河川災害復旧助成事業が計画されている荒瀬川の流域の河川と周辺農地だけでも相当の量の土砂が見込まれると考えられます。また、荒瀬川以外の庄内北部のほとんどの河川でも堆積土砂のしゅんせつ処理が課題になると予測されます。

一方で、早急に対応しないと二次災害の発生や農地復旧にも影響することとなり、今回の大雨災害も含めて、県管

理河川のしゅんせつ、河道掘削の考えと、発生土砂の活用方針、処分の見通しを再度県土整備部長に伺いたいと思います。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

浸水被害を防止するには、河川に堤防などを整備した上で、整備後も河川の流下能力を確保していくことが重要であり、県では、河川に堆積した土砂や支障木の撤去による流下能力確保の取組について、平成二十四年度から重点的に実施しております。

現在は、令和四年度から七年度までの四年間を取組期間とする河川流下能力向上・持続化対策計画に基づき、土砂の堆積状況や支障木の繁茂状況、周辺環境に応じて順次対策を進めているところでございます。

このような取組を実施している中、今年七月の出水においては、河川に土砂が流れ込み、堆積している箇所が各地で確認されております。このため、県では、これに対応するための補正予算約十七億円を県議会九月定例会で御可決いただいたところであり、庄内・最上地域を中心に、順次堆積土砂の撤去作業を行っているところでございます。

県といたしましては、引き続き、河川のしゅんせつや河道掘削による流下能力の確保に努め、水害リスクの軽減を図り、県民の安心安全を確保してまいります。

なお、委員御指摘のとおり、しゅんせつした土砂の有効活用につきましては、課題として捉えているところでございます。一般に、しゅんせつ土につきましては、県で確保した十六か所のストックヤードに一時的に仮置きして、河床低下が著しい区間への埋め戻し材や他の公共事業による盛土材などに活用しているところでございます。

一方、このたびの災害対応に伴う大規模な土砂しゅんせつにより、土砂が大量かつ短期集中的に発生し、今後、ストックヤードが不足することが懸念されることから、新たなストックヤードの整備について検討を行ってまいります。

また、受入先の確保につきましては、現在、市町とも連携し、まとまった量の土砂の受入れが可能となる圃場整備や工業団地の造成等への活用も検討しているところでございます。

県といたしましては、引き続き、国や市町村にも御協力いただきながら、発生土砂の有効活用に努めてまいります。

○柴田委員長 梶原委員。

○梶原委員 この発生土砂の処分というのは、今までもしゅんせつとか河道掘削とかしていただいております。そのときにも話題になっておりました。そういった用地を確保できれば優先的にしてもらえないのかということで、いろいろ地元の市町村でも積極的に探してはいるんですけども、なかなか見つからないと。そして、今回の量的にはどのぐらいあるんだということが話題になっていました。

昨日、石塚委員の質問のときに、ちょうど荒瀬川の上流部、小屋淵地区の画像が出ていました。土砂があったときとなくなってからですよ。あの小屋淵地区の土砂の量が大体一万五千立方メートルというふうなことも伺っているところでございました。

今回の大雨被害では、あくまでもこれは臆測かもしれませんが、大体七十万立方メートルを見込めると。それは県管理、市町村管理、そういったところのみでございますので、これが、例えば一級河川最上川もしゅんせつするというようなことも伺っておりますが、これを入れるとさらに数字は大きく跳ね上がるわけなので、実は私の地域にも、今、最上川の河道掘削を今年から始めたところ、なおそれを運んでおります。それで大体五万立方メートルというふうに伺っておりました。

そういったことも含めて、いろいろなところが、手だて考えられるんでしょうけれども、県では十六か所のストックヤードを準備しているということではございましたが、あくまでもこれ市町村が動かないと、なかなかこういった施設を見つけるのは大変だと思います。そして、多分一気に出るんですよ、すると今度は運ぶ問題であるとか、どうしても近場でないとできないとか、こういったことが考えられますので、その辺の対策も十分考慮しながら進めたいと思います。

一番早くできる対策としては私も河道掘削だというふうに思っております。でも、置くところがないよとは言ってられないので、私も気に留めながら協力したいとは思っておりますけれども、部長、どうなんでしょうか、どのぐらいの量があって、どのぐらいの期間が正直かかるのか、もし目安になるようなものございましたら伺いたいと思います。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、しゅんせつ土砂の処理、有効活用については、我々としても非常に大きな課題であると考えておまして、今、量については精査中、期間もそうですけれども、精査中でございます。

委員おっしゃるように、市町村の御協力が必須なので、今、総合支庁と市町村のほうでどのようにできるかというのを鋭意検討させていただいているところでございますので、しっかりとやっていきたいというふうに思います。

○柴田委員長 梶原委員。

○梶原委員 これも地元でも話題になっているんですけども、やはり早いうちにストックできるような場所を確保していただきたいし、それには幾らでも協力するよという声もありますので、そういったことを、具体的な数字も含めてこれから把握されるんでしょうけれども、そういった対策もいち早くやるべきではないかというふうに考えますので、対応方よろしくお願ひしたいと思います。

部長、ありがとうございました。

次に、治山対策について伺いたいと思います。

このたびの大雨被害では、荒瀬川を中心に広範囲の農地で浸水し、また、土砂も流入しています。河道を拡幅して流下断面を確保し水流を弱めて対応するのは理解するところですが、農地として復旧させたいとか、売買を希望するとかの説明は今後進められるのでしょうか。被災した農地の耕作者の多くの皆さんは復旧を希望していると伺っています。

一方、災害防止事業であれば協力するという人も多いと聞いていますが、営農を続けるか断念するか、また、集約・集積して規模拡大を希望するといった方もいらっしゃいました。地域と連携した丁寧な対応を望みたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、今回の大雨の被害の特徴としては、荒瀬川に流入した大量の土砂や流木が溢水等により周辺の農地に堆積している状況ですが、その発生源と考えられる林地の治山も河川の復旧事業と併せて課題になっています。それぞれの林地の形状、条件は様々で、これまでと同じ一律の方法では土砂の流出や流木に対応できないと考えますが、今後、県では治山対策をどのように進めていくのか、農林水産部長にお伺ひしたいと思います。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 お答えいたします。

このたびの災害は、今までのお話にもありましたとおり、これまで経験したことのない大雨に見舞われた結果、荒瀬川流域で林地から大量の立ち木や土砂が下流の河川や農地に流出しまして、甚大な被害がもたらされたところでございます。

このため、県としましては、林野庁が所管する災害関連緊急治山事業による復旧対策を実施するとともに、荒瀬川流域を事例に山腹崩壊等の発生要因を検証・分析する山地災害検証会議を十月に設置したところでございます。

この検証会議は、樹木等の森林生態、地質、山地災害、森林保全の各分野の専門家で構成しまして、十月二十九日に開催した第一回の会議では、「発生要因を分析するためには、被災箇所の地形や地質、崩壊斜面の勾配、被災前の樹木の種類や本数、樹齢等に関する調査が必要である」という御意見ですとか、「既存の治山ダムの現状把握とその防災機能の再検証が重要である」などの御意見をいただいております。

これらの御意見を踏まえて、県としまして、上空からのレーザー測量データを活用した被災前後の地形等の解析や既存の治山施設の現況調査を行っておりまして、来年二月を目途に調査結果を取りまとめ、第二回検証会議で協議する予定としております。

具体的な治山対策につきましては、検証会議の結果を踏まえて検討することになりますけれども、今回の災害を踏まえますと、土石流が発生するおそれがある溪流では、その衝撃に耐え得る断面の大きな治山ダムの設置に加えまして、既存の治山ダムをかさ上げし、土砂の堆積容量を確保するなどの機能強化も必要と考えられるところであります。

また、土石流の発生に伴い、溪流沿いの林地等から立ち木の流出も想定されるということで、こうした流木を捕捉する機能を治山ダムに追加するなどの対策も考えられますので、専門家の御意見をいただきながら、効果的な治山対策を検討してまいりたいと考えております。

あわせまして、県土整備部が所管する河川災害復旧事業や災害関連緊急砂防事業等と連携して、荒瀬川流域の治山対策に取り組んでまいります。

さらに、今後になります、荒瀬川流域の調査・検証結果で得られた知見を他地域の治山対策にも生かして、山地災害の未然防止や災害に強い森づくりをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○柴田委員長 梶原委員。

○梶原委員 今の御答弁の中で治山ダム、これやっぱり望む声が多うございます。予算的に非常に厳しいというのも重々分かっているんですけども、今回の水害の状況を見れば、水害水害と言っていますけれども、ある意味、土石流なんですよ。山が崩れてその土砂が大量に流れたということが大きな要因だというふうに私も思っています。こういった声をぜひ、御苦労ですけれども、これから多分具体的に現状を分析しながらということになるんでしょうけれども、まめに情報提供していただきながら、この治山ダムには取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、今回の大雨災害とは違いますが、庄内において、松くい虫の被害がこれもう災害級に広がっているということで、庄内地域における松枯れの状況とその対応、対策について伺いたいと思います。

昨年十二月定例会の代表質問でも質問させていただきましたが、庄内地域のクロマツの立ち枯れ被害が全く止まっ

ていない状況でございます。特に昨年は高温少雨ということで、今年に入っの被害面積の拡大は予想以上に大きく、それに伴い、農業用施設などへの直接の被害も増加しており、今後、強風、降雪の時期になることから、被害拡大が懸念されています。

庄内のクロマツ林は、防風・防砂に大きな役割を果たしてきています。七列程度の木が並ぶ林では、それに当たる風の速さを弱める働きは、風上で木の高さの五倍、風下で木の高さの約三十倍と言われていています。潮害を防ぐ海岸林の効果は、空中の塩分をその枝や葉で捉え、幅二百メートルの海岸林で空中塩分の九七%を吸収するというデータもございます。このことから、松が枯れることにより強風による飛砂が発生し、農業施設、農作物はもとより住居等への被害、また倒木による重大な二次被害に発展するおそれも危惧されております。

松枯れの原因は、病原体がマツノザイセンチュウであり、マツノマダラカミキリを媒介者として松から松へ飛び回り、マツノザイセンチュウを松の中に入り込ませるとされています。カミキリは六月頃に枯れた松の木から羽化し飛び回ることから、六月までに被害木を伐採することが重要とも言われております。

令和五年度の庄内地域での被害は、国有林、民有林合計五万七千三百六十一立方メートル、令和四年度比で二・五倍になっています。一方、酒田市の民有林だけの被害でも、令和五年度は二万四千二百三十九立方メートル、令和四年度比二・七四倍、ちなみに令和四年度庄内地域全体より多くなっています。

国の国庫補助対象十分の五、県十分の二、市十分の三に該当する保全松林緊急保護整備事業、俗に言う衛生伐でございすけれども、被害量の一七%、四千立方メートル分を酒田市では要求しております。しかし、その五二%しか国庫補助がついていない状況でもあります。

また、保全松林緊急保護整備事業で切り残した松を放置すれば倒木し、さらに大きな被害になるため、市単独事業で伐採せざるを得ない状況でもあります。被害木が想定以上に多過ぎることから十分に切られていない状況にあり、早急な対策が必要です。特に今年に入ってから倒木の通報が急激に増えており、ビニールハウスへの被害も増加していることから、地元の一部では、行政や森林組合だけではなく、自ら何か協力できることはないかというような声も上がっています。

予算措置も含め、今後どのような被害対策を進めていくのか、県としてのお考えを伺いたいと思います。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 松くい虫被害対策についてお答えいたします。

お話ありましたように、庄内海岸林では、近年の高温少雨の影響ですとか、冬の大雪・暴風雪で発生した幹折れ等によるクロマツの樹勢衰弱などが要因となって、松くい虫被害が急速に拡大しております。

委員のお話にもありましたが、令和五年度の被害は、高温少雨の影響で、国有林、民有林合わせて過去最高の六万五千九百本と前年度の約二・五倍に急増し、また、今年も高温少雨だったことから、被害のさらなる増加が懸念されております。

民有林の管理は、本来、森林所有者が行いますが、松くい虫被害対策については、限られた期間で広域的に行う必要があるため、県は保安林、市町が普通林と、役割を分担して実施しております。

県では、令和六年度の防除予算として約六億七千万円を確保し、薬剤散布等の予防対策と、被害を受けたクロマツを伐採する駆除対策を行っておりますが、被害木を全て駆除することが困難な状況となっております。

このため、県としましては、被害が急増している現状への対応として、このたびの政府の経済対策を活用しまして、県による保安林内の駆除対策の前倒し実施をすることに加えまして、緊急措置として、市町による普通林内の駆除対策に対する県の支援を検討しているところでございます。

また、こうした対策に加え、限られた予算の中で、将来にわたり庄内海岸林の防風・防砂機能を維持していくためには、これまでの防除方針を見直す必要があります。クロマツを保全する区域とクロマツ以外の樹種に転換する区域にゾーニングし、防除対策を重点化する検討を進めてきたところです。区域の設定は、県が地元関係者と協議を重ねましてゾーニング案を検討し、先頃、地元の合意が得られたところです。

また、県や庄内森林管理署、市町、地域のボランティア団体等で構成する庄内海岸林松くい虫被害対策強化プロジェクト会議を十一月二十七日に開催し、そこでゾーニング案が了承されましたので、今後、これに沿って防除対策を進めてまいります。

また、クロマツから転換する樹種につきましては、県森林研究研修センターが令和五年度から庄内海岸林四地区七か所でカシワやタブノキなどの広葉樹の植栽方法と管理技術の実証に取り組んでいるところであり、令和九年度を目途に植栽・保育マニュアルを作成し、樹種転換を進めてまいります。

庄内海岸林は、先人たちが長年苦勞を重ね築き上げてきた、飛砂や強風から地域住民の生活や耕地等を守る大切な財産であり、これを未来につないでいくために持続的に管理していく必要があります。県としましては、引き続き、林野庁や市町など関係する方々と連携し、庄内海岸林の松くい虫被害対策にしっかり取り組んでまいります。

○柴田委員長 梶原委員。

○梶原委員 松くい虫、本当にこれ困っています。そして、どういふ手だてが一番有効なのかというのが手探りの状況です。私は切るしかないというふうに思います。かかったものを切らないと駄目ですよ、これ。空中散布とか防除とか言っていますけれども、私は切らないと駄目だと思います。そのためには、本県もそうなんですけれども、秋田県とか新潟県とか、そういったところと連携を取って、きちんとやはり国に対して声を大きくしていただいて予算の確保をお願いしていただきたいというふうに思います。

本当に農業者の皆さん、先ほども述べましたけれども困っています。ビニールハウス何棟潰れたか分かりません。そういったことを考えれば、いち早く策を打っていただきたいというふうに思います。広葉樹も一つの手なんですけれども、広葉樹が大きくなるまで待てないというような状況になっておりますので、そういったことも十二分に勘案して対策を検討していただきたいと思います。

次に、本県の米政策について伺いたいと思います。

農水省では、十一月十九日に、令和六年産米の十月現在の相対取引価格が六十キロ当たり二万三千八百二十円で、過去最高値だった前月をさらに5%上回ったと公表しております。これは、前年同月と比べると五七%高となる価格であります。また、同じ日に令和六年十月二十五日現在の米の作柄も公表しており、全国の作況指数は一〇一で予想収穫量は六百七十九万二千トン、前月公表した九月二十五日現在の作況指数から一ポイント下がり、収穫量は四万一千トン下方修正されました。

一方、農水省が十月三十日に公表した米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針を見ると、来年六月末時点での民間在庫量は百六十二万トンと見込まれ、百六十万トンを割り込み過去最少だった今年に次ぐ低水準になるという見通しであります。百八十万トンが適正水準と言われています。米の品薄が問題となった今年の六月末の在庫量は百五十三万トンであり、統計開始以降最少でございました。来年は今年に次ぐ低水準になる可能性があります。

農水省では、十二月三日に生産者や卸、実需者、集荷団体等の代表を委員とする米産業活性化のための意見交換会を開催し、令和六年産の作柄や集荷・販売の動向、七年産の作付計画について意見交換をされたとしております。米主産県の生産者からは、十アール当たりの収量が減っている認識が示され、集荷団体からは六年産米の集荷量が前年を下回る見通しであること、卸からは、家庭向け、中食・外食向けの需要は堅調であり、調達量の見通しが立てにくい状況であることなどが報告されております。米の不足感から、令和七年産の作付で増産を求める意見が出されています。

一方、主食用米の価格が上昇したことで、これまで加工用米や飼料用米に転換していた生産者が主食用米に回帰する動きが指摘されるなど、需給を見極めた作付がさらに重要になってきます。

本県の令和六年産の作柄を見ると、作況指数は九七、東北で唯一「やや不良」。七月末の大雨災害等から庄内・最上地域で作況指数九四の「不良」になったことが大きく影響していると見られています。十月二十五日現在の収穫量は三十万五千五百トンと見込まれており、前年に比べ三千百トン減となり、これを全国の収穫量に占める本県の収穫量の割合で見ると、前年から〇・二%低下する見込みとなります。

このたびの本県の令和七年産の「生産の目安」については、これらの状況を基に、生産量三十二万六千三百トンと設定したと認識しております。県産のシェア回復に向け六年ぶりに生産の目安を増加させたことは評価しますが、他県の動向と比較してはどのような割合でしょうか。六年産米の収穫量が前年産に比べ約三千トン減少していることや、民間在庫量も低水準での推移が見込まれることを勘案した設定を考えてもよかったのではないかと思います。

そして、本県の場合、生産の目安に対して作付面積が下回っている状況であり、目安の値により近い実績になるような手だても必要だと思います。

農水省では、来月にも再度、食料・農業・農村政策審議会食糧部会を開催し、改めて需給見通しを示すようですが、本県においても、より実情に即した調整が必要と考えますが、当局のお考えを伺いたいと思います。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 令和七年産米の生産の目安についてお答えいたします。

本県では、県産米の需給と価格の安定を図るため、県農業再生協議会において、翌年の生産方針となる主食用米の生産量と作付面積を「生産の目安」として提示しています。

令和七年産米の生産の目安の設定に当たっては、これまで市町村、農業団体、生産者代表で構成するワーキンググループ会議での議論のほか、市町村やJA等との意見交換や、有識者で構成する山形県米政策推進会議での意見聴取などを行ってまいりました。

その中では、今般の米価上昇を受け、作付増加を望む生産者の声が多くあることや、米の集出荷団体からは、八月以降の全国的な米の品薄状況の中で、六年産米が出回った現在でも販売業者のニーズを満たす数量が集まっていない

という状況にあることなどがありまして、七年産米の増産を望む意見を多くいただいたところです。

生産の目安は、県の「需要に応じた米生産への対応方針」に基づき、政府が示す生産量の見通しに、全国に占める県産米のシェアを乗じた数量を基本としております。七年産米の生産の目安については、増産を望む意見を踏まえ、災害の影響等で低下している県産米シェアの回復に向けた数量をその基本とする数量に加えまして、生産量は、前年の実績と比べて二万八千トン増の三十二万六千三百トン、面積は、同じく千七百十三ヘクタール増の五万四千百十三ヘクタールとすることとし、県農業再生協議会で決定されたところです。増加率で見ますと六・八%となり、他県と比較しますと、秋田県は前年並み、新潟県は三・五%増加となっております、本県の増加率は両県より高くなっております。

一方、東北地方における六年産米の作付実績は、青森県、秋田県、宮城県、福島県で生産の目安を上回っておりますが、本県は、目安の五万二千八百六十ヘクタールに対し約五百ヘクタール下回る実績となっております。このため県では、高齢化による離農等の影響で生産の目安までの作付ができない市町村と、作付拡大を希望する市町村の生産の目安について県全体で調整することで、目安で示す面積の全てに作付がなされるように進めていくこととしております。

県としましては、現場の声を反映して六年ぶりに増産としたこの生産の目安をフルに活用することで県産米のシェアを回復し、食料供給県としての役割を果たしていきたいと考えております。

○柴田委員長 梶原委員。

○梶原委員 今まで山形県未達だったんですね。今、部長から、県全体で調整するという言葉をいただきましたので、私は非常にありがたいなというふうに思いました。

今までですと割と未達だったんですね、目標値に対してその数量までいっていなかったんですね、山形県は。それを何でだという生産者の声もどうございましたし、それを何とか調整できないかという声も非常に大きゅうございましたので、作れないところと作りたいところあるわけなので、その調整を今後やっぱり積極的に、県でやるのは非常に問題があるんでしょうけれども、生産者団体であるとか、市町村間でそういったものに積極的な助言をしていただければありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。次に、水田活用直接支払交付金の飼料用米の状況について伺いたいと思います。

財務省では、今般、飼料用米に対して非常に厳しい意見を発したというふうに私は理解しております。飼料用米は、山形県発祥でございますし、これに依存している農家も多ございます。そういったことを念頭に置きながら、この飼料用米の直接支払交付金、これは何としても私は削減するべきではないというふうに考えますけれども、部長の御意見を伺いたいと思います。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 本県の令和六年産飼料用米の面積は四千六百六十三ヘクタールで、いわゆる転作面積に占める割合が一七%と、大豆やソバ等の転作作物の中で最も高くなっております。また、飼料用米は販売単価が低いために、収入のほとんどを水田活用の直接支払交付金が占めており、経営収支の面で交付金による助成が必須となっております。

こうした中、飼料用米への助成については、財務省の財政制度等審議会から財務大臣に、水田活用の直接支払交付金の助成単価の削減や、支援対象からの除外を求める意見書が提出されました。これに対して、農林水産大臣は、助成削減に慎重な姿勢を示しているところです。

仮に飼料用米が交付金の対象外となった場合は、飼料用米の生産が大きく減少し、飼料価格高騰の中、畜産農家に大きな影響が出ると懸念されますほか、主食用米生産への切替えが進み、主食用米の需給緩和につながる可能性もありますので、県としましては、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

○柴田委員長 梶原委員。簡潔に願います。

○梶原委員 今ありましたように、これ財務省から出まして、農水大臣がこれは断固として認められないというような発信もしております。これで私も少しは安心したんですけれども、一七%という、これだけの面積を依存しているということは、現場サイドでも非常に大きな混乱を招くと我々も予想されます。そして、やはり何といっても、これ非常に有効に、水田もそうですけれども、畜産もそうです。耕畜連携という意味でもぜひ、ぜひというよりも、絶対外すわけにはいかないと。これがうまく循環しているわけなので、こういったことを念頭に、ぜひとも県からも強い要望を出していただきたいと思います。

時間もないので、最後の質問は意見として少しだけ述べさせていただきたいと思います。

本県の共同利用施設、特にカントリーエレベーターは、ガット・ウルグアイ・ラウンドからその後に整備されたものが多くて、大体築年数三十年以上になっております。今回、国の指針では、物価高騰を踏まえて、共同利用施設に関しましては有利な財源も見受けられます。ただ、それも非常に大きな額になったためでございますので、この辺を十

分念頭に置きながら県も支援していただきたいと思います。なかなか集約して建て替えというのは厳しい施設も多うございますので、何とか、県財政も厳しいとは思いますが、今ある施設を長寿命化させるような施策もぜひお考えいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで私の質問は終わります。

○柴田委員長 梶原宗明委員の質疑質問は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、明日午前十時委員会を開会し、質疑質問を続行いたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 二時 一分 閉 会